

Ⅱ 災害発生時の初期対応

- 1 緊急地震速報が出たときの行動＜P22＞
- 2 大地震などの災害が発生したら
…場面ごとの行動＜P24＞
 - (1) 授業中・給食中（教室・特別教室）＜P24＞
 - (2) 授業中（特別教室）※火気を扱っている場合＜P29＞
 - (3) 授業中（校庭・体育館）＜P30＞
 - (4) 授業中（プール）＜P32＞
 - (5) 休み時間＜P34＞
 - (6)-1 校外活動中（全般）＜P38＞
 - (6)-2 校外活動中の対応の流れ（団体行動中）＜P39＞
 - (6)-3 校外活動中の対応の流れ（班・個人行動中）＜P40＞
 - (6)-4 校外活動中（自然宿泊体験教室等の宿舎滞在中）＜P41＞
 - (7) 放課後・登下校時＜P42＞
 - (8) 校庭に集合したら＜P44＞
 - (9) 火災などが発生し、二次避難が必要なとき＜P46＞
 - 区立小中学校・園 第二次、第三次避難場所一覧＜P47＞
 - 第一次避難から第三次避難までの避難フローチャート＜P49＞
 - (10) 風・水害（台風・暴風雨・大雪など）への対応＜P50＞
 - 台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について＜P51＞
 - 台風に対する対応基準＜P51＞
 - 大雪に対する対応基準＜P53＞
 - 家庭への連絡について＜P53＞
 - 台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応フロー＜P54＞
- 3 保護者への連絡と引渡し＜P55＞
- 4 情報収集と教育委員会への連絡＜P56＞
- 5 安否確認と心のケア＜P57＞
- 6 施設とライフラインの点検＜P58＞
- 7 教育活動の再開に向けて＜P60＞
- 8 学校用各種様式＜P61～64＞

東日本大震災の教訓②「どこでケガをしたのか？」

—東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書「参考資料 自由回答記述集 地震による被害状況と対応について」被災3県 2,617校調査回答（平成24年3月文部科学省）より抜粋—

◆地震による人的被害

【小学校】

- 一次避難中、教室のオルガンが倒れてきて男児（1年生）の左足人差し指を挟んだ。その指の爪剥離、骨折。
- 体育館での活動中に、パイプいすの下に身を隠していた際、落下物によって頭部を2針縫う傷を負った。
- 下校中に倒壊したブロック塀で腕を複雑骨折した。

【中学校】

- 体育館で翌日行われる卒業式の練習中に、非常口から避難している生徒に、体育館の軒天が落下し、背中、肩にぶつかった。14名の生徒がケガをした。

東日本大震災の教訓③「マニュアルのここがよかった！」

出典：同上

◆危機管理マニュアルの手順や方法

【功を奏した点】

- 二次、三次避難場所の選択肢を持っていたので、状況分析をしながらよりよいと思われる方法を選択できた。
- 避難経路を二系統設定しておき、状況に応じて選択できるようにしてあったこと。
- 一次避難、二次避難、児童の保護者への引渡しまで、きちんと危機管理マニュアルの手順で示されていたので混乱なく対処できた。

1 緊急地震速報が出たときの行動

目黒区では、区内で震度5弱以上の揺れが予想された場合に、気象庁が配信する緊急地震速報を、防災センターから各施設に配信する。

*気象庁では、緊急地震速報を震度4以上の揺れを予想したときに配信しますが、目黒区では、学校を含む施設の耐震化が進んでいることから、速報による混乱を防ぐため、**震度5弱以上での配信**としています。

緊急地震速報は、地震が発生してから強い揺れが襲来するまでのごく短い時間を活用して、地震による被害を軽減しようとする情報である。

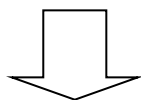
緊急地震速報が発信されてから強い揺れがくるまでの時間は、数秒から数十秒しかない。そのため、建物の中から屋外へ避難することは極めて困難である。

緊急地震速報受信時の行動は、『周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する』ことが基本となる。

また、地震を検知して発表する情報であり、「地震予知」ではないので、速報がなくても大きな揺れが起こる場合もある。

緊急地震速報を受信したら

※緊急地震速報がなくても
揺れを感じたら



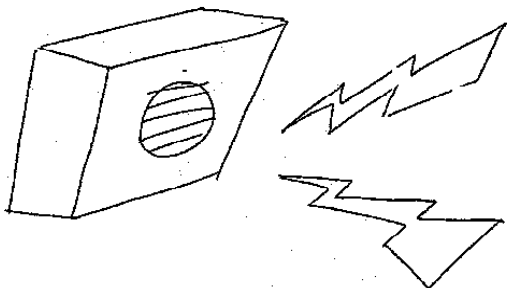
その場の状況に合わせて、身を守る体勢をとらせる

○ 緊急地震速報のアナウンス

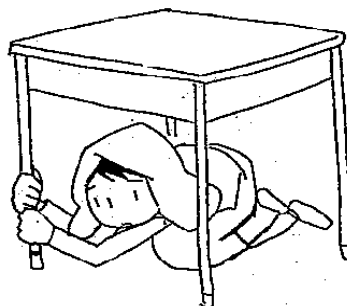
♪ チャイム（2回）

緊急地震速報 緊急地震速報

強い揺れがきます



チャイムが聞こえたら
すぐに身を守る



机の足をつかむ

※震源までの距離や震源の深さなどによって、緊急地震速報の前に揺れが発生する可能性もある。

※日ごろの防災訓練でも緊急地震速報（訓練用 CD）を活用する。

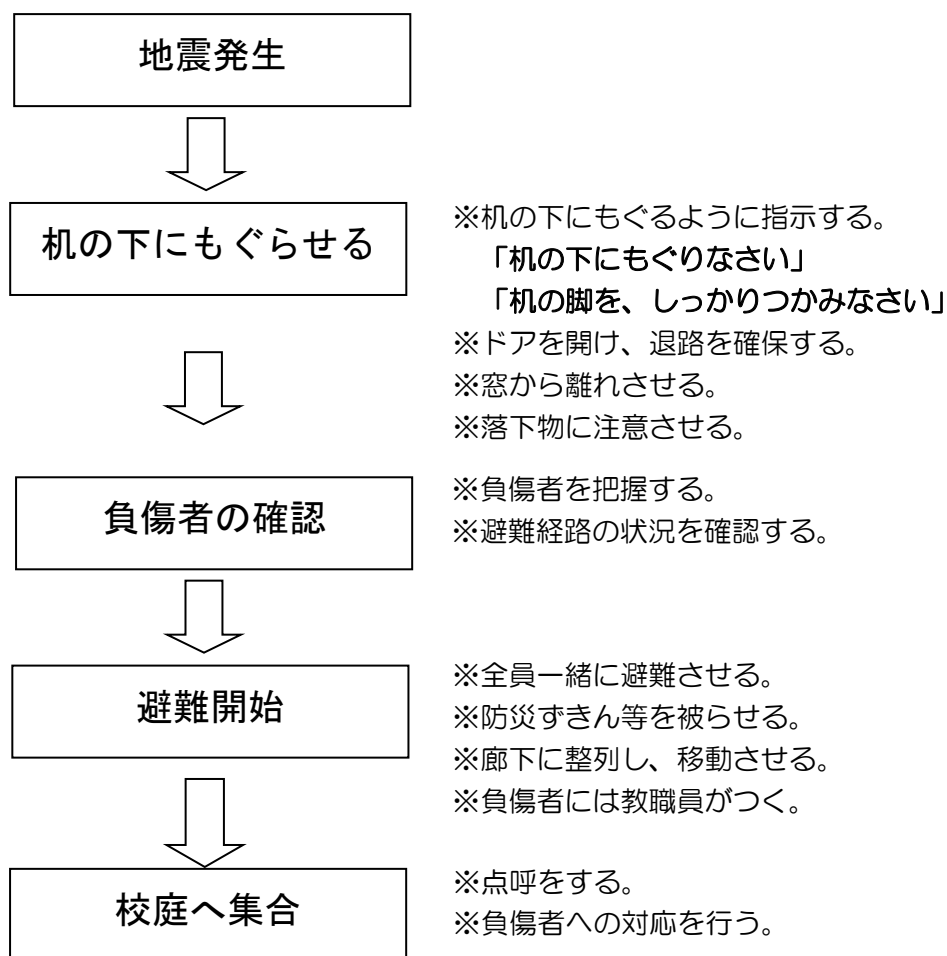
2 大地震などの災害が発生したら

…場面ごとの行動

(1) 授業中・給食中（教室・特別教室）

対応のポイント

- ☆児童・生徒を安心させ、落ち着いて行動させる。
- ☆児童・生徒の身を守ることを第一に考える。
- ☆介助が必要な子どもについては、あらかじめ担当者を決めておく。
- ☆「お」「か」「し」「も」を守らせる。
 - 「お」…押さない
 - 「か」…かけない
 - 「し」…しゃべらない
 - 「も」…もどらない



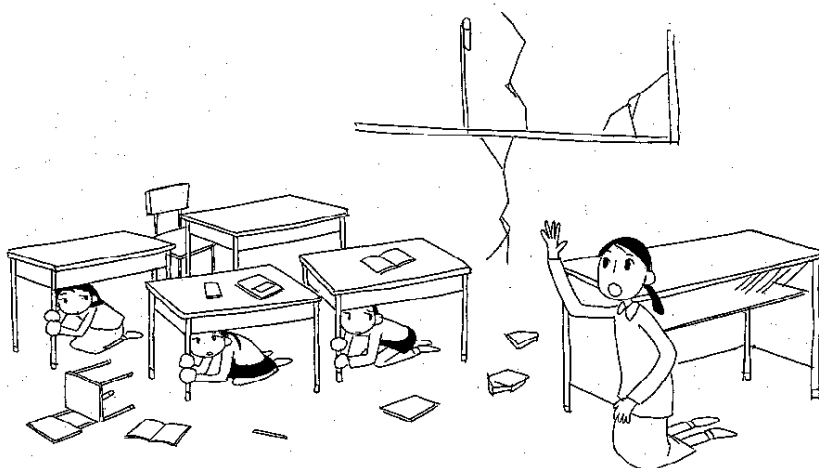
→P44「(8) 校庭に集合したら」へ

机等で身を守ることができる場合

☆落ち着かせ、安心させる言葉をかける。

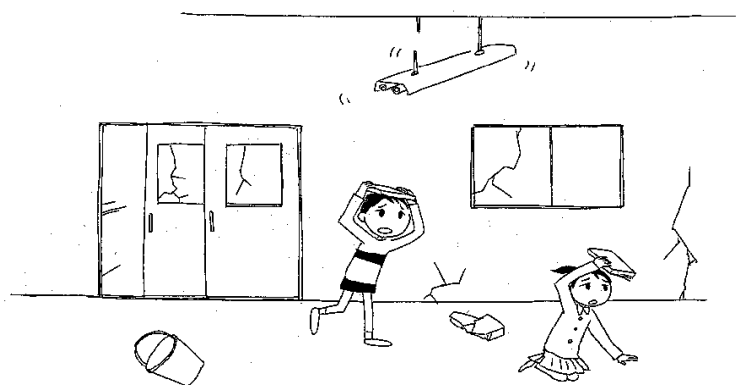
「先生はここにいるから、落ち着いて静かに待ちなさい。」

「外に出てはいけません。」



身を守るところがない場合

☆手近にある本等で頭を覆い、落下物に気を付けるよう注意させる。



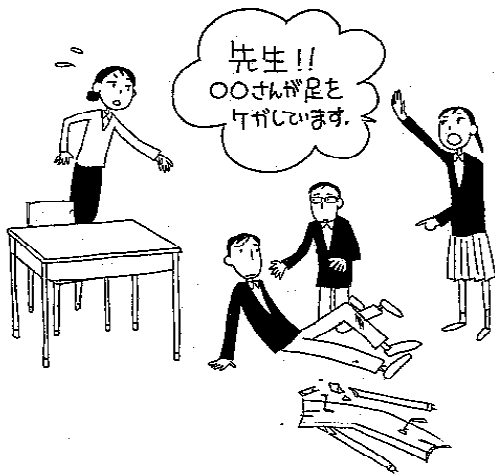
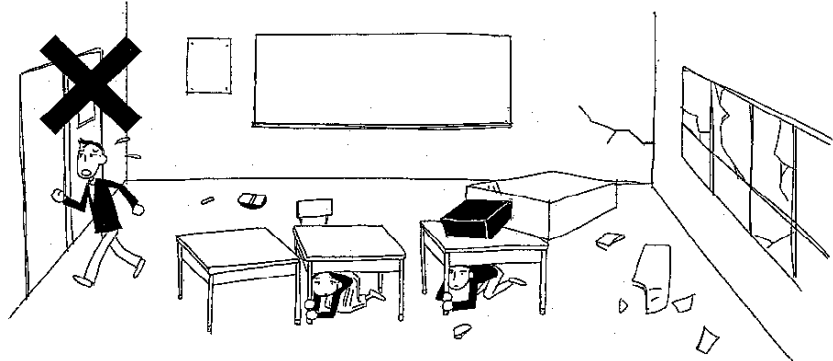
- (1) 窓、壁と反対側に頭を向けて、机の下にもぐらせる。
- (2) 身を守るところがない場合は、手近にある本等で頭を覆い保護させ、低い姿勢をとらせる。落下物にも気を付けさせる。
- (3) 冷静に的確な指示を与える。
- (4) 恐怖、不安に襲われ、泣く、叫ぶなどしている子どもに、落ち着かせ、安心させることばをかける。近くにいたら、抱きしめるのもひとつの方法である。
- (5) 火気の始末をする。ガスの元栓を閉める。コンセントを抜く。

■ 避難するときの注意点 ■

<避難開始の前に>

- 上履きのまま、防災ずきん等で頭を保護し、何も持たないで、避難に備えさせる。
- 「お」「か」「し」「も」を守って行動させる。

「先生の顔を見なさい。先生はここにいますから大丈夫です。落ち着きなさい。」
「一人で飛び出してはいけません。全員一緒に避難します。」
「ガラスの破片などに注意して、静かに机の下から出なさい。」
「ケガをしている人はいませんか。」
「隣の人のようすも見て、先生に知らせなさい。」



- ☆負傷者の有無・状態を確認する。
(「安全連絡カード(P6 1 参照)」を利用する。)
- ☆教室内外の被害者の状況を確認する。

《 留 意 点 》

- (1) 本震がおさまっても、間もなく大きな余震が次々に起こることを念頭に置いて、対応の仕方等を判断する。
- (2) 緊急放送による情報をしっかり把握する。2回繰り返されるので、2回聞いてしっかり確認する。
※放送が使用できないときは、ハンドマイク、メガホン等による情報伝達になるので、一層の注意が必要である。
 - ①万が一、校庭に避難できない場合、避難場所を確認する。
 - ②最善の避難経路を選択する。
- (3) 隣接の教室の教職員と協力して、適切に行動する。
- (4) ケガをして動けない子どもがいる場合は、教職員が1人付き、救援を待つ。

○防災ずきん・ヘルメット等で頭を保護させる

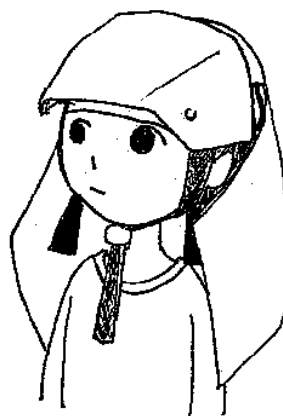
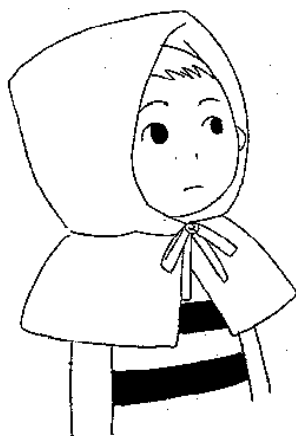
「靴をきちんと履き、防災ずきん（ヘルメット）を被りなさい。」

（防災ずきん等がない場合）

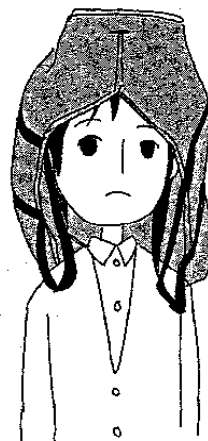
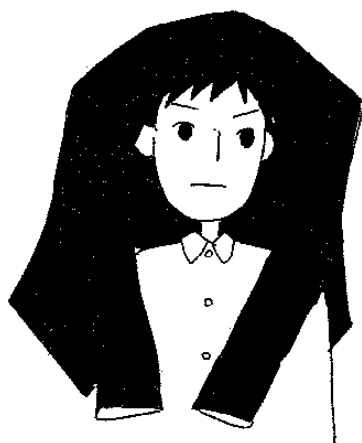
「頭をカバンや上着などで守りなさい。」

☆小学生は、用意してある防災ずきんや折りたたみ式ヘルメット等を被らせる。

防災ずきん型
折りたたみ式ヘルメット



☆中学生には防災用ヘルメットを被らせる。防災用ヘルメットが近くにない場合は、制服やかばん等を利用し、頭部を保護させる。



<避難開始>

○揺れがおさまったら、避難を開始させる。

「防災ずきん、ヘルメット、カバン等で頭を守りながら、何も持たずに避難します。」

「廊下に2列に並びなさい。」

「前の人から絶対に離れずに付いて来なさい。」

「「お」「か」「し」「も」を
しっかり守りなさい。」

☆教室の中を確認する。

(残留の子ども、防火措置等)

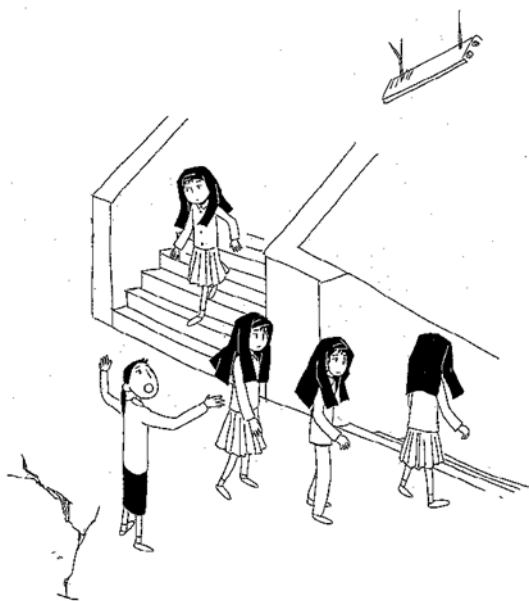
☆隣接する教室の教職員と協力して、
列の前後に教職員を配置して、廊下
に速やかに整列して避難させる。

☆避難の際には、子ども一人ひとりを
出席簿により確認し、出席簿を携帯
する。



「先生がついているから大丈夫です。」

「何かあったら先生に知らせなさい。」



☆危険箇所を通過しなければならない
場合は、先頭の教師がそこに付
く。子どもは少し先の安全な所で待
機させる

《 留 意 点 》

周囲の状況（出火、倒壊、亀裂、ガス漏れ、出水等）を確かめながら避難する。

①被害の状況によっては、避難順序や経路を変更して誘導する。

②余震による落下物や壁の倒壊等に注意して誘導する。

③避難途中で、火災が発生した場合は、あらゆる方法（放送、ハンドマイク等）
で火災場所を知らせるとともに、できるだけ多くの教職員で初期消火にあた
る。

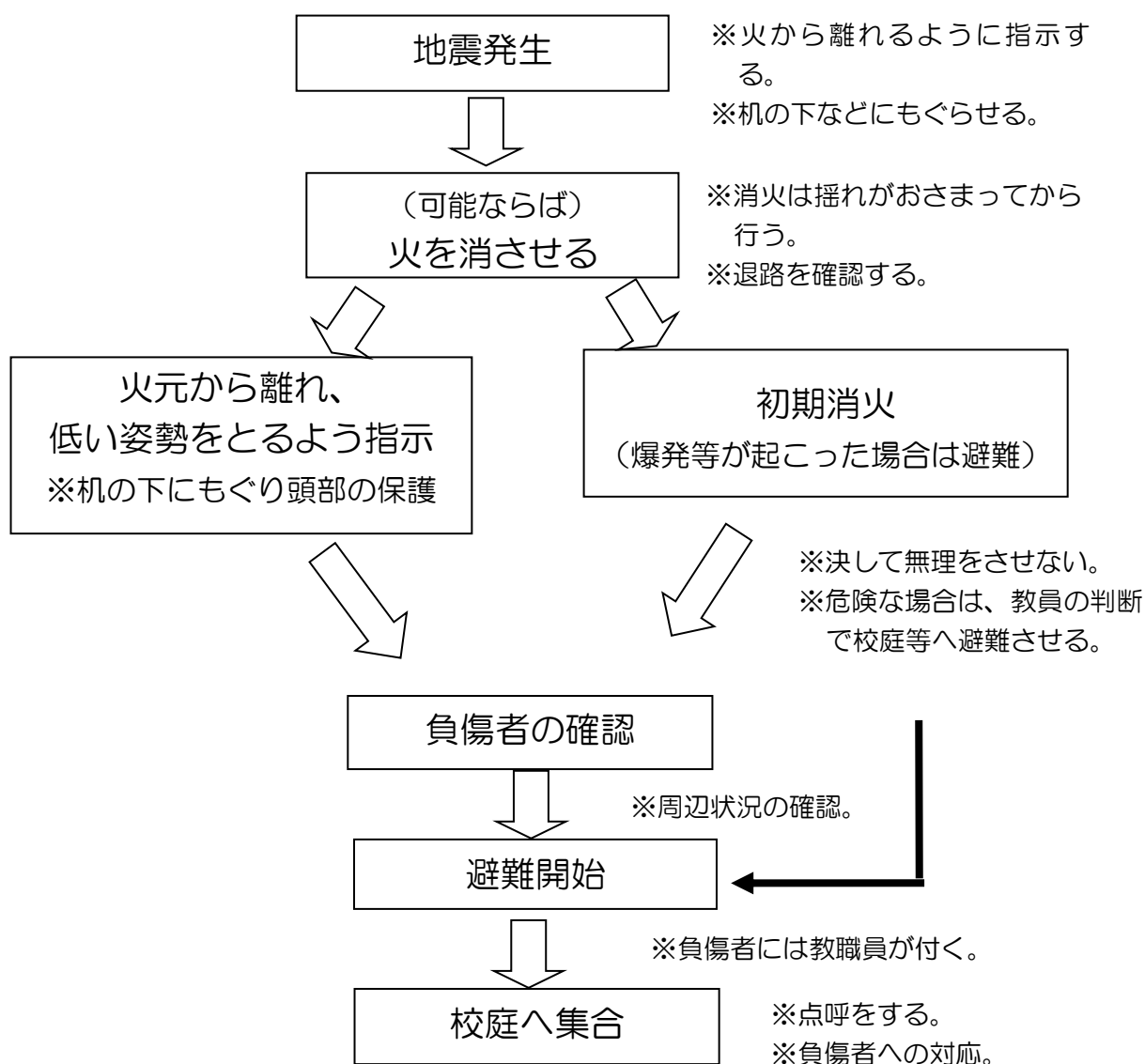
(2) 授業中（特別教室）※火気を扱っている場合

◆対応のポイント

- ☆児童・生徒の身を守ることを第一に考える。
- ☆児童・生徒を安心させ、落ち着いて行動させる。

<授業開始前>

- 実験等を始める前に、手順に加え、地震が起きたときの対応について説明してから始める。
- 消火器の場所を確認しておく。



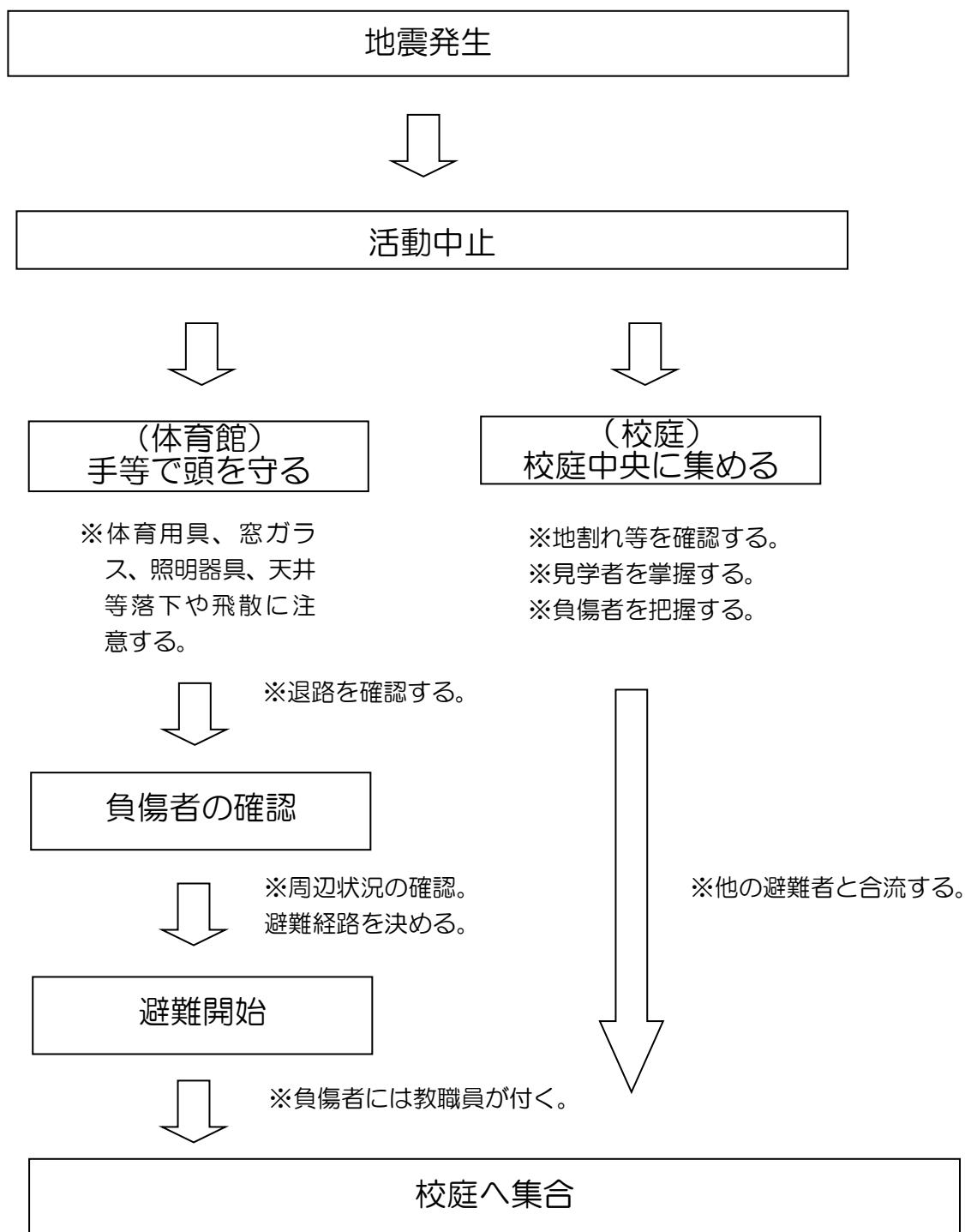
→P44「(8) 校庭に集合したら」へ

(3) 授業中（校庭・体育館）

◆対応のポイント

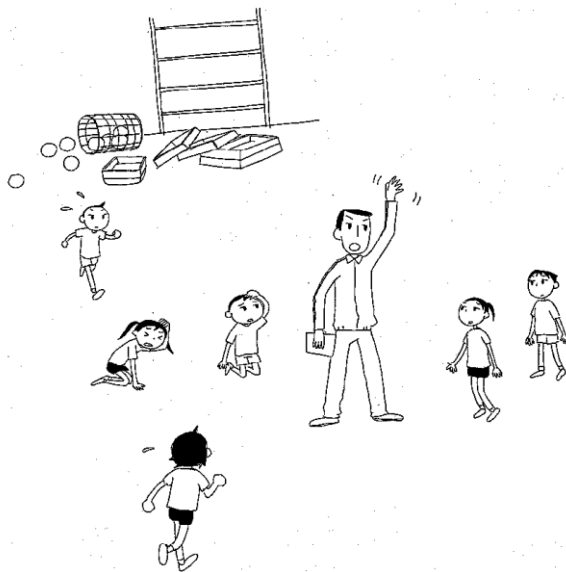
☆児童・生徒を安心させ、落ち着いて行動させる。

☆落下物やゴールポスト、可動式防球ネットなどの体育用具の転倒などに注意させる。



→P44「(8) 校庭に集合したら」へ

＜体育館で＞



活動をやめ、中央に集まり座る。

☆体育館中央に向かう。

※体育用具、ガラス等の破損、照明器具の落下等に注意させる。

☆出口を確保する。

☆安心させる言葉をかける。

＜校庭で＞

活動をやめ、中央に
集まり座る。

「集まれ！」

「頭を手で押さえて
すわりなさい。」



《 留 意 点 》

- (1) 体育用具や窓ガラス等の落下飛散に注意する。
- (2) 建物の構造、体育用具の位置により、柱、壁に寄り添う方が安全な場合もある。
- (3) 地割れ、フェンスの崩れ等に気を付け、状況に応じ安全な場所に避難する。
- (4) 恐怖からの心理的動転、けがなどで動けない子どもがいることに留意する。
- (5) 不安や恐怖心から、勝手に帰宅する子どもがいることに留意する。

(4) 授業中（プール）

◆対応のポイント

- ☆児童・生徒を安心させ、落ち着いて行動させる。
- ☆直ちに活動を中止し、おぼれている子どもがいないか確認する。

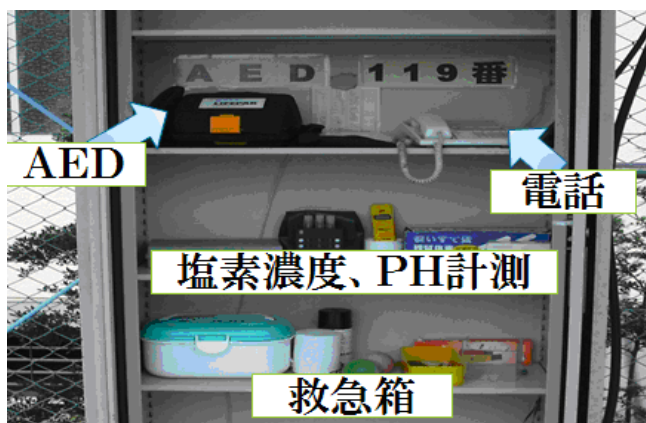
＜プール授業期間開始前＞

- 屋上、地下等学校の施設にあわせた避難の仕方について、事前に確認をとっておく。
- 児童・生徒に対し、水泳指導中における避難訓練を実施しておく。
- 救護用の道具類の確認と、それらを使った教職員に対する訓練を定期的実施しておく。

プールサイド



AED、電話等保管庫



担当教員、児童生徒数等の記録ボード

6月14日 月曜日				
気温		31	水温	22
残留塩素		1.0	Ph	0.6
学年	5年	6年		合計
男子	36	28		64
女子	36	27		63
計(人)	72	55		127
◎馬場 ◎森谷 ◎板澤 ◎松尾				
連絡				

担架・毛布の保管場所

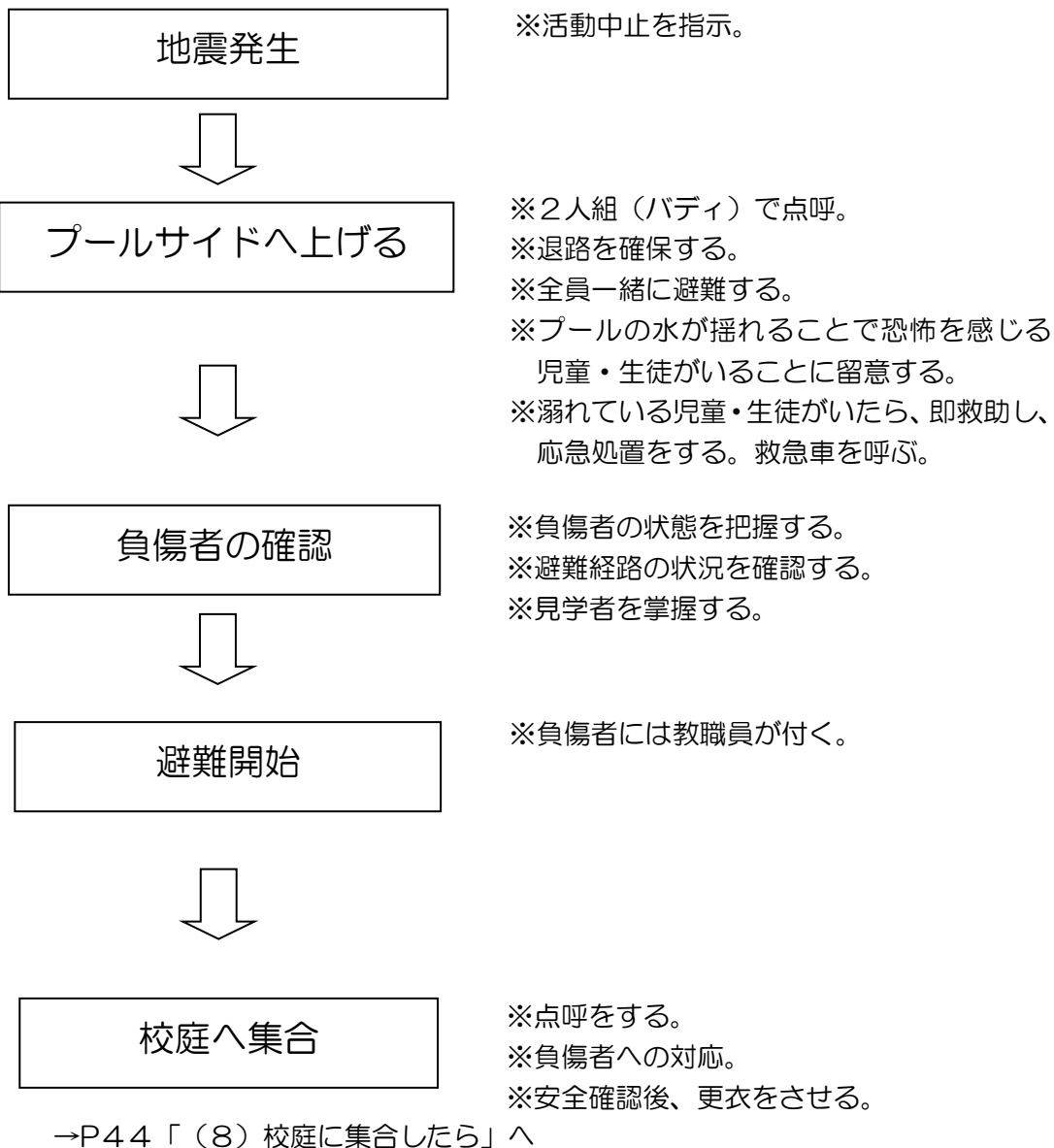


<授業開始前>

○児童・生徒に、プールの中にいるときに地震が発生した場合の対応方法について、事前に指導・確認する。

○着替えは、自分のものをひとまとめにしておくよう、指導する。

<授業中>



《 留 意 点 》

- (1) プールの水が揺れることで、恐怖を感じる児童・生徒がいることに留意する。
- (2) 屋上、地下等にある学校は、退路の状況を正確に把握する。
- (3) 揺れがおさまった後、教職員が更衣室、教室等に着替えを取りに行く。

(5) 休み時間

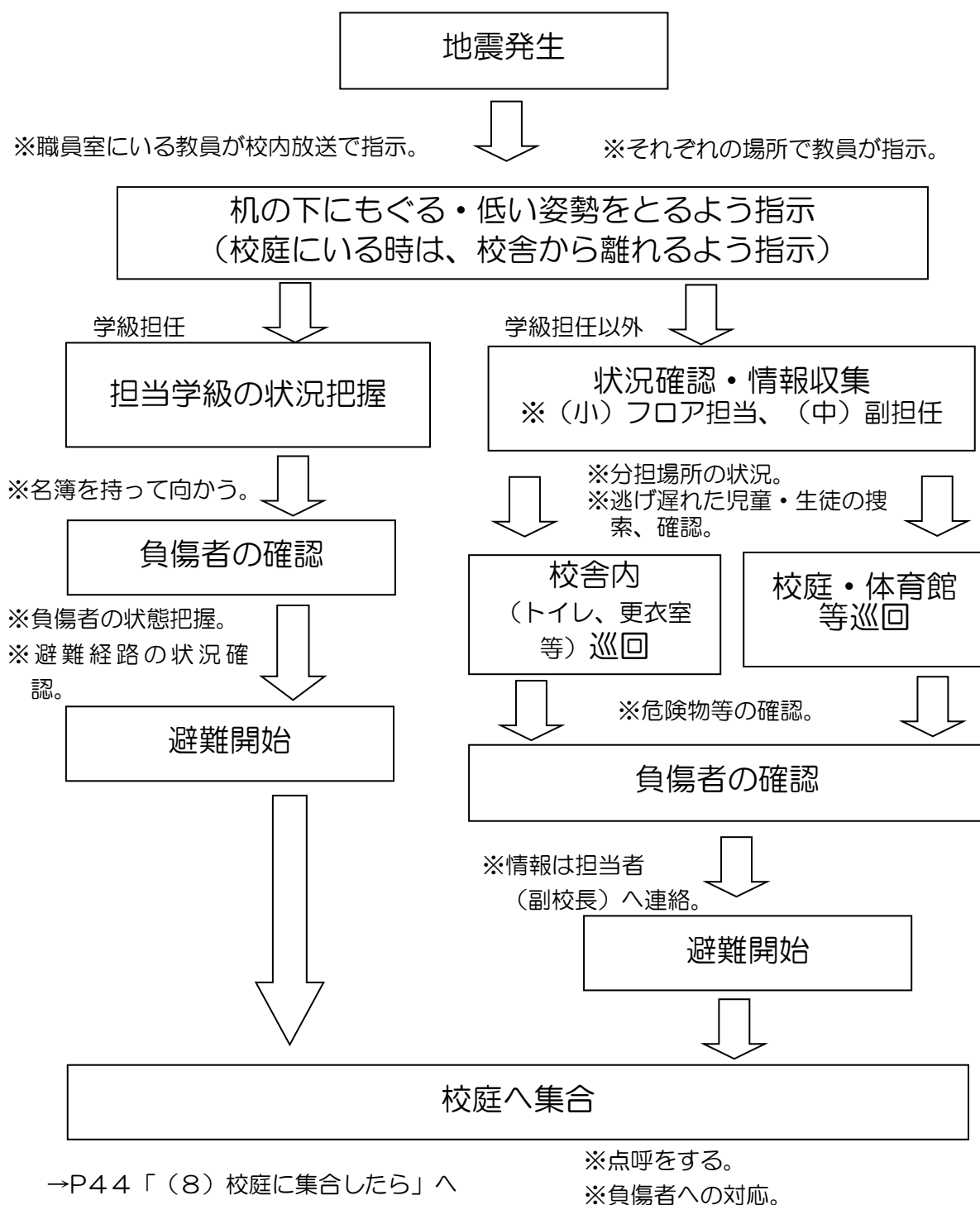
◆対応のポイント

☆全ての子どもの「安否確認」を第一優先で行う。

☆介助が必要な子どもについては、あらかじめ担当者を決めておく。

☆子どもが自ら安全な行動をとれるように、普段から指導の徹底を図る。

(内容はP37参照)



■放送が使用できる場合—揺れがおさまってから—

「先生方がこれからみなさんのいる場所に行きます。

あわてて一人で逃げては危険です。

落ち着いて放送の指示を聞き、指示通りに行動しなさい。」

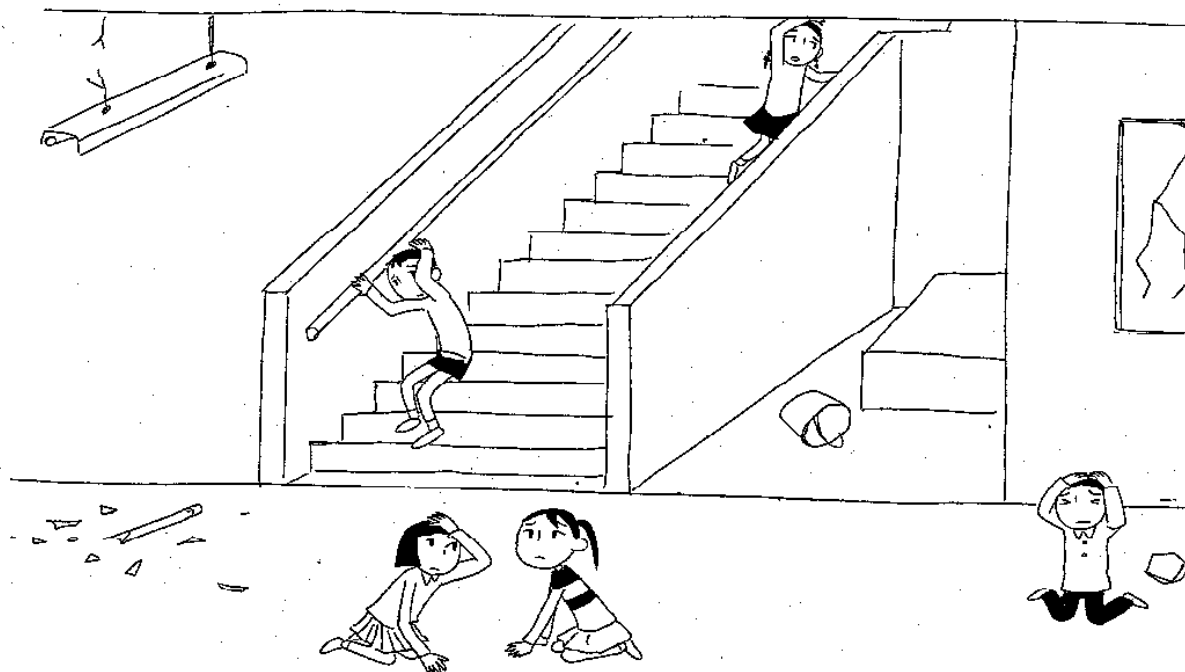
「動けない人は、無理をしないで先生が来るのを待ちなさい。」

「先生が近くにいる人は、先生の指示に従いなさい。」

「校庭やその近くにいる人は、校庭の中央に集まりなさい。」

「校舎内にいる人は、近くの教室に入り、先生が来るのを待ちなさい。」

「靴をきちんと履き、防災ずきんなどで頭を保護し、避難する準備をしましょう。」



《対応1》 子どもの掌握

- (1) 校庭あるいはその近くにいる教職員は、校庭の安全な場所に子どもを集め、速やかに整列し、座よう指示する。児童・生徒が集合したら、担任は受持ちの教室に駆けつける。
- (2) 担任以外の教職員のうち1名が、学校災害対策本部（職員室）に駆けつけ、校庭の避難の状況を報告する。
- (3) 担任は直ちに自分の教室に駆けつける。

「落ち着きなさい。先生はここにいますから、大丈夫です。一緒に避難します。」

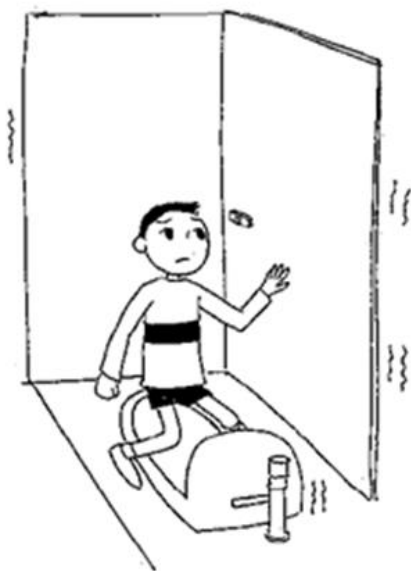
- (4) 途中で出会った子どもは、所属学級にかかわらず、連れて自分の教室へ行く。
- (5) 以下、授業中の対応に準じて、校庭に誘導避難する。

《 対 応 2 》 被災状況の掌握と活動

- (1) 担任以外の教職員は、途中の被害状況を確認しながら、直ちに、学校災害対策本部（職員室）に集合する。
- (2) 校長（副校長）の指示に従い、分担して下記の活動をする。
 - ①各階の教職員へ被害の状況や避難の方法についての指示を連絡して回る。
 - ②各階の教職員からの救助の要請などの情報を本部に伝える。
 - ③救助の要請に基づき、負傷者の救出を行う。
 - ④校舎内（特に、トイレ、更衣室など）を巡回する。
 - ア けがなどのため逃げ遅れた子どもを捜し、救出避難する。
 - イ 被害の状況を調査しながら、電気機器などによる二次災害（火災など）の防止を図る。
 - ⑤火災には、できるだけ多くの人数で、初期消火にあたる。
 - ⑥屋内プールの場合、階下への水漏れの有無を確認し対応する。

子どもが自ら安全な行動をとれるための指導内容

- ①教室内・・・授業中の教室での行動と同じ。
- ②廊下・・・近くの教室の机の下にもぐる。または、廊下の中央部ですわる。
- ③屋上・・・中央に集まり、すわる。階段を下りない。（移動しない。）
- ④昇降口・・・壁や柱の側により、すわる。※出入口は危険→落下物あり。
- ⑤便所・・・戸を開き、動かずにいる。
- ⑥階段付近・・・手すりにつかまり、頭を手で覆い、すわる。
- ⑦運動場・・・中央部に集まり、すわる。（授業中の行動と同じ。）



◎状況によるが、教職員が到着するまで、その場で待機させる。勝手に動かさない。

◎勝手に家に帰らないよう指示する。

◆対応のポイント

- ☆落ち着いて行動させる。
- ☆周辺状況や交通機関の状況等、情報収集に努める。
- ☆段階ごとに、学校に連絡を入れる。学校からの情報・指示が受けられる環境をつくる。

<出発前の準備>

- 実地踏査で、地理、地形、建物等の確認を行う。
- さまざまな場面を想定した避難等の対応について確認する。
 - ・交通機関が不通になったとき
 - ・最寄りの一次避難場所の場所
 - ・避難路や公衆電話等の場所
 - ・学校への連絡手段 など

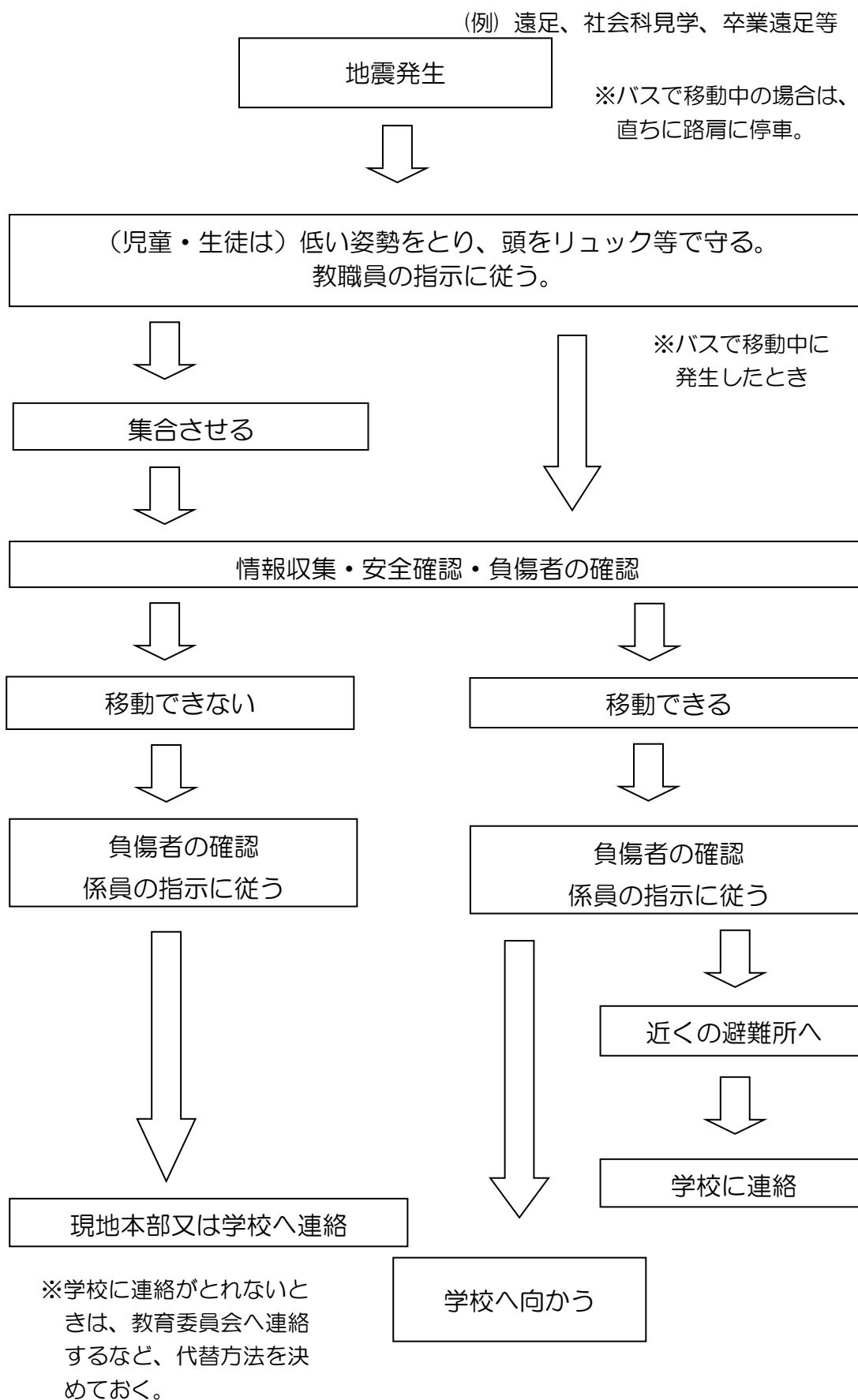
《大きな揺れが起きたら》

- 腰を低くして、頭をリュック等で守るなど、教職員が指示する。
 - 「すわって、頭を守りなさい。」
 - 「動いてはいけません。」
 - 「先生から離れない」、「集団で行動する」、「自分勝手な行動をしない」

《揺れがおさまったら》

- 「先生のところに集まりなさい。」
- ①児童・生徒の安全と人数を確認し、管理職に報告する。
- ②他の教職員と連携を図りながら、周囲の安全を確認し、管理職との連絡を密にする。
- ③交通機関利用時は、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。
- ④見学施設内の場合は、係員の指示に従う。
- ⑤自校に速やかに現状を報告する。
- ⑥現地の防災機関からの情報入手に努め、その指示に従う。

(6) - 2 校外活動中の対応の流れ（団体行動中）



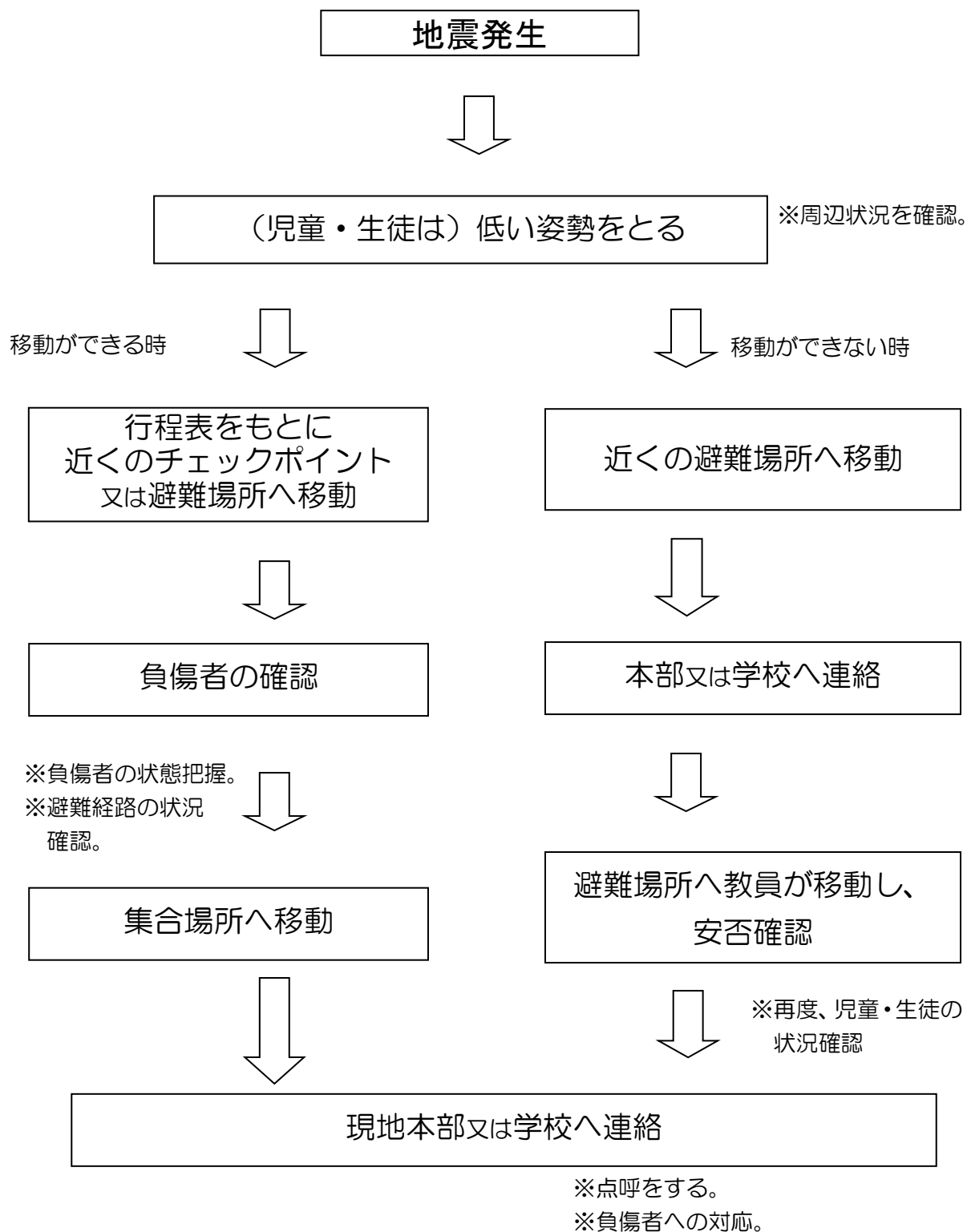
(6) - 3 校外活動中の対応の流れ（班・個人行動中）

（例）修学旅行等

<児童・生徒への事前指導>

○地震が起きたときの行動について、指導・確認する。

- ・集合場所の徹底。
- ・さまざまな場面を想定した避難方法、連絡のとり方について、指導する。
（レンタル携帯電話の使用を含む。）



(6) - 4 校外活動中（自然宿泊体験教室等の宿舎滞在中）

○第一日目、宿舎に着いたら、直ちに避難経路の確認を行い、万一の場合の避難の仕方について指導の徹底を図る。

※興津では、津波対策で垂直避難訓練を行います。

《大きな揺れが起きたら》

※担当の部屋に直行し、子どもの安全を確認し、避難誘導を行う。

「すわって、頭を守りなさい。」

「その場で、じっとしていなさい。」

「勝手な行動をとってはいけません。」

※部屋担当の指導教員等が不在の場合や夜間の場合は、放送、ハンドマイク、又は大きな声で、「集団で行動する」「自分勝手な行動をしない」ことをきちんと伝え、子どもの心理的動揺を抑え、避難の仕方を指示する。

《揺れがおさまったら》

「先生のところに集まりなさい。」

※人数を確認し、残留者がいる場合は、直ちに捜索に向かう。

※自校に速やかに現状を報告する。

※状況によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨自校に報告する。

※自校地域が被災した場合には、児童・生徒が不安を抱かないように配慮する。

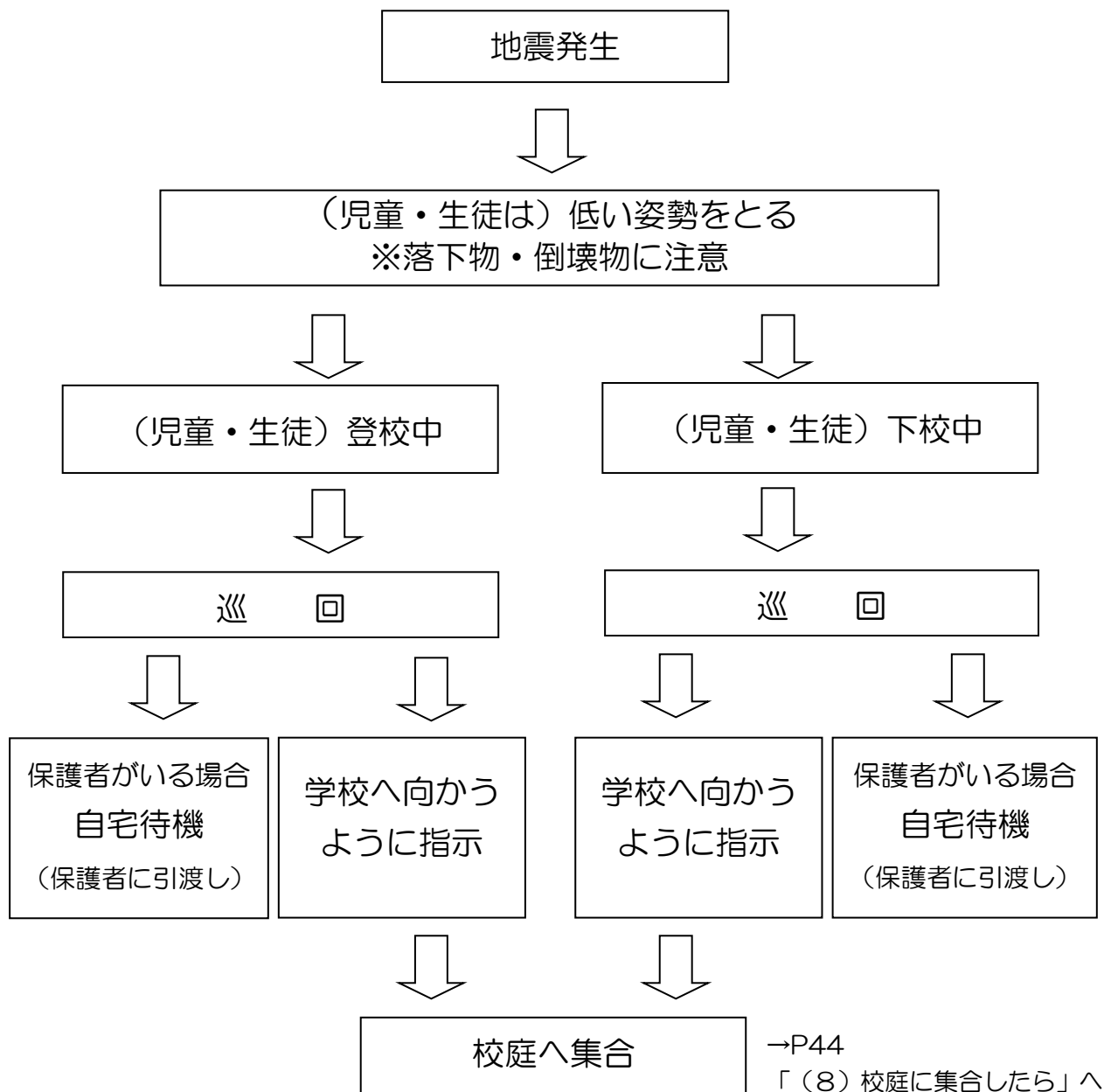
《 対 応 》

- (1) 児童・生徒だけでいるときにも、適切な行動をとり、集合場所に到着できるよう、事前指導を徹底する。
- (2) 落ち着いて行動させる。
- (3) 周辺状況や交通機関の状況等、情報収集に努める。
- (4) 段階ごとに、学校に連絡を入れる。学校からの情報・指示が受けられる環境をつくる。

(7) 放課後・登下校時

◆対応のポイント

- ☆全ての子どもの「安否確認」を第一優先に行う。
- ☆在校中の子ども・教職員は、休み時間に準じた行動をとる。
- ☆ランドセルひろば、子ども教室、学童内保育クラブ、ランランひろば実施中は、管理運営員や安全管理員、施設長と協力して行う。
- ☆学校にいない子どもについては、地区担当者が安否確認を行う。
- ☆学童保育クラブや児童館との連携をとりながら進める。



- ☆出勤途中の職員は、可能な限り所属校に向かう。
- ☆帰宅途中の職員は、所属校に戻るよう努める。
- ☆参集途中で知り得た情報を学校災害対策本部（情報連絡係）に報告する。

★対応可能な職員が少ないとき

◆対応のポイント

- ☆優先順位を的確に判断して、行動する。
- ☆職員同士が連携し、一つ一つの行動を着実に行う。

ア 校内へ避難指示を出す（放送・巡回）

→ 校内にいる児童・生徒を避難させる。

イ 児童・生徒を校庭へ集め、人数確認を行う。→P44「（８）校庭に集合したら」へ



※この時点までの、できるだけ早い時期に、管理職（校長・副校長）へ連絡する。

ウ 児童・生徒対応担当者と地域住民（避難者）対応担当者を分ける。

エ 地域住民対応担当者は、門を開け、誘導表示を掲出する。
周辺状況を確認する。

オ 児童・生徒対応担当者は、逃げ遅れた者がいないか確認し、避難児童・生徒数を確定する。

カ 児童・生徒対応担当者は、周辺状況等により、保護者に引渡し連絡を行う。
→P55「３ 保護者への連絡と引渡し」へ

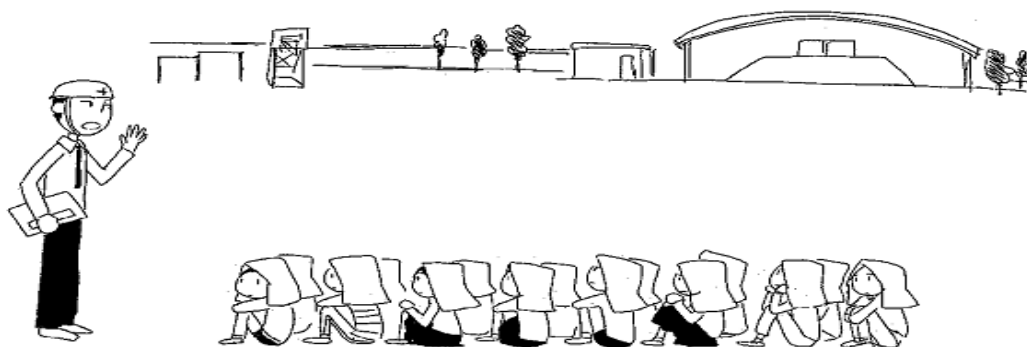
(8) 校庭に集合したら

◆対応のポイント

- ☆落ち着いて行動させる。
- ☆周辺状況や交通機関の状況等、情報収集に努める。
- ☆着実に保護者に引き渡す。

ア 人員確認・状況の把握

- ① 学年、学級ごとに整列する。
- ② 出席簿で児童・生徒一人一人を確認する。
- ③ 腰を下ろして低い姿勢で待機させる。
- ④ 待機中も、「押さない」、「しゃべらない」、「もどらない」を徹底させる。
- ⑤ 人員、負傷者を学校災害対策本部（情報連絡係）へ報告する。
- ⑥ 各階の教職員からの救助の要請、被害の状況などの情報を本部へ報告する。



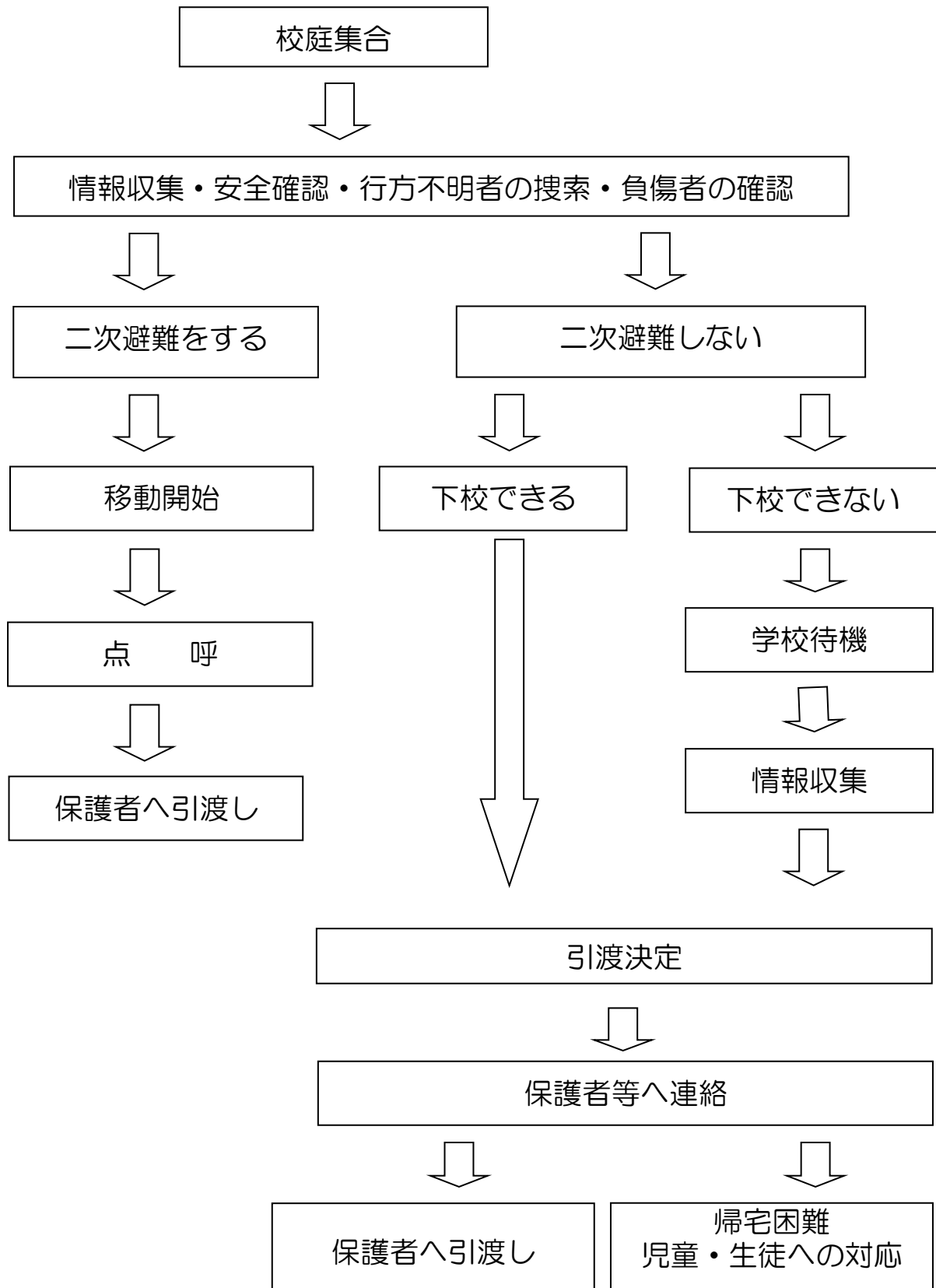
イ 校長（副校長）の指示に従い、分担して下記の活動をする。

※学校災害対策本部の各係の行動開始

- ① 救助の要請（「安全連絡カード」）に基づき、負傷者の救出を行う。
- ② 火災に対しては、できるだけ多くの人数で、初期消火にあたる。
- ③ 校舎内を分担して巡回する。（P55 参照）
 - ・所在不明の子どもを捜し、救出する。
 - ・被害の状況を調査しながら、ガス・電気器具などによる二次災害（火災など）の防止を図る。（P62「崩壊等による危険箇所」カードに記入しながら点検する。）
- ④ 負傷者の応急手当をする。

☆通学路が低地や暗渠の上を通る場合は、道路が出水している可能性がある。
保護者の引取りにおいても無理はさせず、しばらく学校で状況を見るなどの対応をとらせる。

ウ 校庭での待機から引渡しまでの流れ



(※保護者への連絡や引渡しの方法は、P55参照)

(9) 火災などが発生し、二次避難が必要なとき

◆対応のポイント

★まず、落ち着いて119番。

☆落ち着いて行動させる。

☆周辺状況や交通機関の状況等、情報収集に努める。

☆教育委員会（災害対策本部）への連絡に努める。

☆身の安全を第一に的確な判断と迅速な行動を行う。

ア 火災が発生したら

- ・校内放送等の情報に従い、安全な通路を守って、落ち着いて行動させる。
- ・教室等校舎内からの避難の際は、姿勢を低くし、ハンカチなどで鼻と口をおおい、煙を吸い込まないように注意を促す。
※ハンカチは可能ならば、濡らすと効果が上がる。
- ・「場面ごとの行動」に沿って行動する。

イ 二次避難をする場合

- ・火災などの二次災害により、学校が危険にさらされた場合には、第二次、第三次避難場所のうち、安全な方へ避難する。（P47～49参照）
- ① 第二次、第三次避難場所への避難
 - a) 避難誘導係は、避難経路の安全を確認する。
 - b) 校門などに、避難先を掲示する。
 - c) 避難誘導する前に、児童・生徒の人数を確認する。
 - d) 校外への避難経路を指示する。
 - e) 負傷した児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒をみんなでかばい合い、助ける。
 - f) 学級単位でグループ編成し、学級集団の先頭は担任とし、その他の教職員は列の途中に入る。学校集団の先頭には校長、最後尾には副校長が付く。
 - ② 第二次、第三次避難場所に到着したら
 - a) 学年、学級ごとに整列し、人数を確認する。
 - b) 腰を下ろし、低い姿勢で待機させる。
※第二次、第三次避難場所での引渡しは、P45。
 - ③ 火災等による自校の危険がなくなったことを確認した場合は、自校に戻る。その際は、上記①に準ずる。

区立小中学校・園 第二次、第三次避難場所一覧
2021.12.28 現在

	A 学校	B 第二次避難場所	A⇔B	第二次避難場所所在地	C 第三次避難場所※	A⇔C	B⇔C
1	八雲小学校	区民キャンパス公園	550m	八雲一丁目 1 番地 12 号	駒沢公園	850m	1.0 km
2	菅刈小学校	菅刈公園	70m	駒場二丁目 19 番地 70 号	駒場野公園	1.6km	1.6 km
3	下目黒小学校	浸水：大鳥中学校庭 火災：区民センター公園	500m 230m	下目黒三丁目 24 番地 2 号 目黒二丁目 4 番地 36 号	中目黒公園	1.1km	通行不可 1.0km
4	碑小学校	第七中学校校庭	450m	碑文谷一丁目 22 番地 22 号	★林試の森公園	1.1km	750m
5	中目黒小学校	サポートセンター	700m	中目黒三丁目 6 番地 10 号	中目黒公園	700m	300m
6	油面小学校	油面公園	250m	中町一丁目 16 番地 22 号	中目黒公園	1.6 km	1.4 km
7	大岡山小学校	第八中学校校庭	550m	碑文谷四丁目 19 番地 25 号	駒沢公園	2.0 km	1.9 km
8	烏森小学校	東山中学校校庭	500m	下目黒三丁目 23 番地 18 号	東山公園	500m	900m
9	向原小学校	東原児童遊園・中央体育館	230m	目黒本町五丁目 26 番地 5 号	林試の森公園	230m	700m
10	五本木小学校	目黒中央中学校校庭	600m	中町二丁目 37 番地 38 号	世田谷公園	600m	1.5 km
11	鷹番小学校	碑文谷公園	850m	碑文谷六丁目 9 番地 11 号	駒沢公園	2.4 km	1.6 km
12	田道小学校	浸水：自校舎の 3 階 火災：下目黒小学校	— 550m	目黒一丁目 15 番地 28 号 目黒二丁目 7 番地 9 号	中目黒公園	700m	700m 1.1 km
13	月光原小学校	第七中学校校庭	280m	碑文谷一丁目 1 番地 33 号	林試の森公園	500m	750m
14	駒場小学校	東京大学駒場地区キャンパス	150m	駒場三丁目 8 番地 1 号	東京大学駒場地区キャンパス	150m	—
15	緑ヶ丘小学校	立源寺	350m	中根二丁目 21 番地	東京工業大学	350m	1.4 km
16	原町小学校	円融寺	270m	碑文谷一丁目 22 番地 22 号	★碑文谷八幡宮	270m	350m
17	不動小学校	林試の森公園	200m	品川区小山台二丁目 7 番地	林試の森公園	200m	—
18	上目黒小学校	田切公園	400m	五本木一丁目 17 番地 18 号	世田谷公園	400m	600m
19	東根小学校	駒沢公園	600m	世田谷区駒沢公園一丁目 1 番	駒沢公園	600m	—
20	中根小学校	第十一中学校校庭	300m	緑ヶ丘一丁目 8 番 1 号	東京工業大学	300m	550m
21	宮前小学校	宮前公園	260m	八雲三丁目 19 番 12 号	駒沢公園	260m	550m
22	東山小学校	東山公園	110m	世田谷区池尻一丁目 5 番地 27 号	東山公園	110m	—
1	第一中学校	都立駒場高等学校校庭	400m	大橋二丁目 18 番地 1 号	駒場野公園	800m	600m
2	第七中学校	月光原小学校	280m	目黒本町四丁目 15 番 3 号	★林試の森公園	750m	500m
3	第八中学校	すすめのお宿緑地公園	400m	碑文谷三丁目 11 番 22 号	駒沢公園	1.9 km	2.1 km
4	第九中学校	すすめのお宿緑地公園	1.2 km	碑文谷三丁目 11 番 22 号	東京工業大学	1.3 km	1.3 km
5	第十中学校	駒沢公園	300m	世田谷区駒沢公園一丁目 1 番	駒沢公園	300m	—
6	第十一中学校	東京工業大学	550m	大岡山二丁目 12 番 1 号	東京工業大学	550m	—
7	東山中学校	東山公園	550m	世田谷区池尻一丁目 5 番地 27 号	東山公園	550m	—
8	目黒中央中学校	中目黒公園	1.4 km	中目黒二丁目 3 番地 14 号	中目黒公園	1.4 km	—
9	大鳥中学校	目黒不動尊	230m	下目黒三丁目 20 番地 26 号	林試の森公園	600m	220m

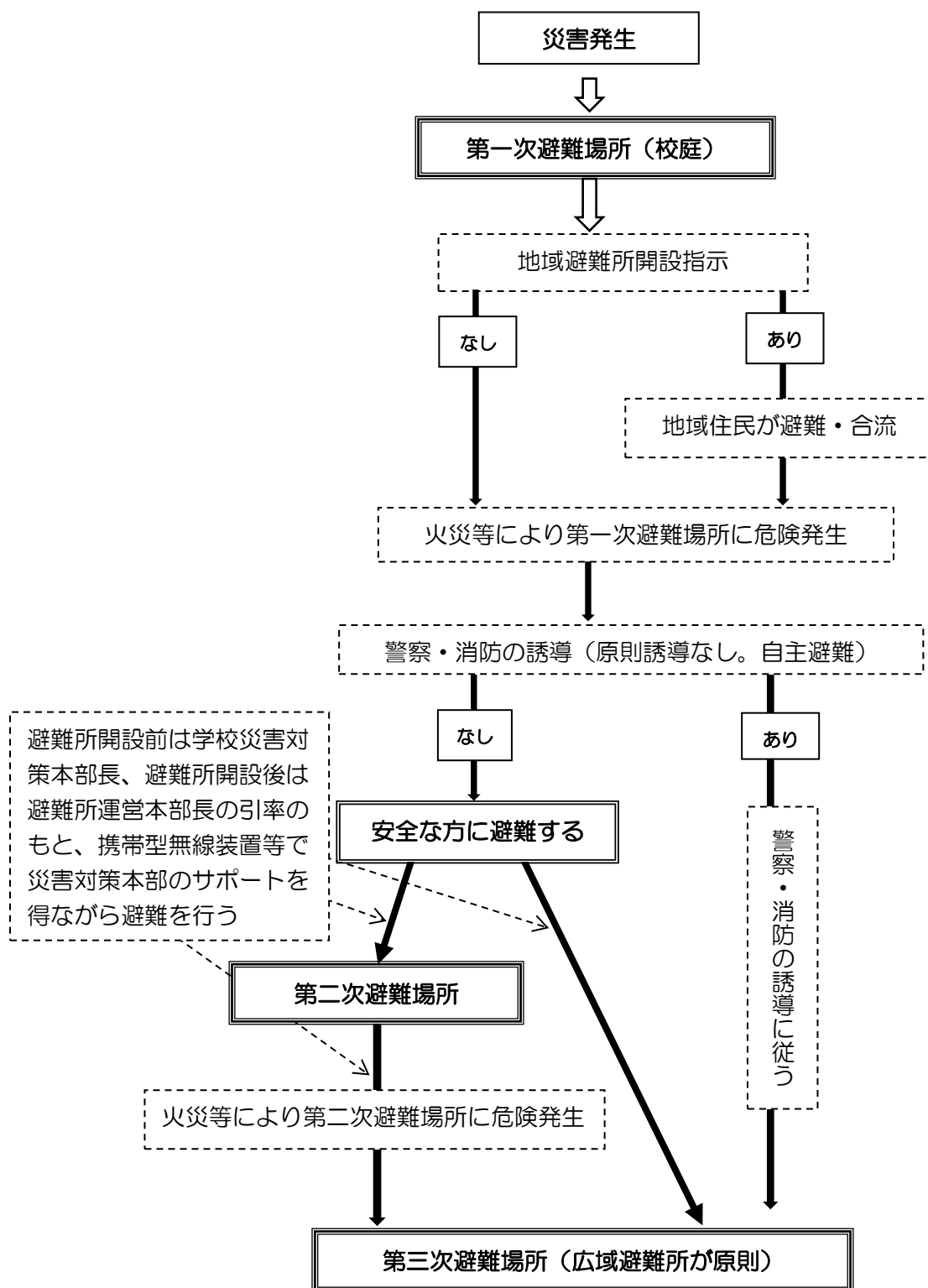
	A 学校	B 第二次避難場所	A⇄B	第二次避難場所所在地	C 第三次避難場所※	A⇄C	B⇄C
1	ひがしやま幼稚園	東山公園	89m	世田谷区池尻一丁目5番地27号	東山公園	89m	—
2	げっこうはらこども園	月光原小学校	50m	目黒本町四丁目15番地3号	★第七中学校	170m	280m
3	みどりがおかこども園	緑ヶ丘小学校	50m	緑が丘二丁目13番地1	★立源寺	550m	350m

※ 第一次避難場所（校庭）が火災等で危険にさらされた場合、第二次、第三次避難場所のうち、安全な方へ避難する。

※ 第三次避難場所は、東京都が学校所在地で指定した広域避難所を原則とするが、距離や避難経路の安全性等を学校が勘案して、より適切な避難場所を決定する。
（表中★）は、学校が選定した第三次避難場所

※ 予定していた第二次、第三次避難場所への経路が延焼等で避難できない場合に備えて、複数の避難経路を想定した臨機応変な訓練を行う。

第一次避難から第三次避難までのフローチャート



(10) 風・水害（台風・暴風雨・大雪など）への対応

◆対応のポイント

- ☆周辺状況や交通機関の状況等、情報収集に努める。
- ☆教育委員会と連絡を取り合う。
- ☆児童・生徒及び引取りに来る保護者の身の安全を考慮した判断をする。

○児童・生徒への対応（P.6、51～54 参照）

ア 登下校時間

- ① 学校周辺の状況を把握する。
- ② 電話連絡や保護者連絡システム、ホームページへの掲出などの連絡手段を用いて、休校・登校時間を遅らせる。（危険な状況下での登校はさせない。）
- ③ 通学路に教職員が立ち、児童・生徒の安全を確保する。
- ④ 家庭にいる児童・生徒の安否確認を行う。
→ 電話や保護者連絡システムを活用する。

イ 児童・生徒が学校にいる時間帯

- ① 状況に応じて、下校時間を早める。
- ② 集団下校または引渡しを行う。
（周辺状況を確認し、外に出ることが危険な場合は、校内で待機。）
- ③ 電話や保護者連絡システムの連絡で、保護者に正しい状況を伝える。
（引渡しの要請は、天候等の状況を判断して行う。）

○施設管理

ア 台風、暴風雨、大雪等の気象予報が出たとき（事前対応）

- ① 気象情報をこまめに収集し、校内・外施設の点検・対応を行う。（P14 参照）
- ② 倒れやすいもの（サッカーゴール、バスケットボールゴール、その他）の安全確保を図る（ロープ固定する、倒しておく等）。
- ③ 飛ばされやすいもので、校舎外に出ているもの（鉢植等）をしまう。
- ④ 窓や扉が閉まっていること（施錠等）を確認する。
- ⑤ 雨漏り箇所などは、バケツや雑巾で対応しておく。

イ 台風等が過ぎた後

- ① 校内・外施設の点検を行う。
- ② 破損箇所、雨漏り等について、学校施設計画課に報告する。
- ③ 事前対応したもの（しまう、ロープで固定した物等）を原状に戻す。

○学校が川沿い・低地にある場合

ア 洪水への注意

- ① 川の水位や周辺状況に気をつけ、情報収集をこまめに行う。
- ② 水位上昇等に合わせて、避難場所の変更や移動を行う。
- ③ 適宜土のうなどを使い、校舎の浸水に備える。

イ 通学路の注意

- ① 低い場所や暗渠の上を通学路が通っている場合は、出水の可能性がある。
- ② 児童・生徒の引取りや集団下校の前に確認を行い、安全確保に努める。

台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について

東京都23区内のいずれかの区に特別警報（暴風、大雨、暴風雪、大雪）及び警報（暴風、大雨、暴風雪、大雪）の発表があった場合は、下記の基準を踏まえ、各校・園における安全対策を行います。また、列車の計画運休があった場合は、以下の対応とします。

なお、気象や被害、交通等の状況に応じて、以下の対応によらない場合もあります。

記

台風に対する対応基準

【基本的な考え方】

- ・幼児・児童・生徒の安全を第一とした必要な措置を確保する。
- ・保護者判断により自宅待機する場合は「欠席」扱いあるいは「遅刻」扱いにしない。
- ・登校した児童・生徒には自習を含め状況に応じた対応をする。
- ・状況に応じて可能な範囲で昼食の提供を行う。

【対応の考え方】

- ・警報等の発表が予想される場合、前日正午までに対応を決定する。
- ・前日正午までに決定が難しい場合は、以下の対応とする。

（１）登校（園）時に警報等が発表されている場合の対応について

判断時刻	発表	対応		
		こども園・幼稚園	小学校	中学校
午前6時時点	特別警報	・臨時休業とする。		
	暴風警報	・来園する幼児が居ない場合は、臨時休業とする。 ・保護者判断により自宅待機又は保護者付添いによる登園とする。	・臨時休業とする。	・自宅待機とする。 ※午前10時の時点で解除されていれば、午後1時登校とし、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。 ※午前10時の時点で解除されなければ、臨時休業とする。
	大雨警報	・原則、通常通りとして安全確認の上、保護者の判断で登校・園する。ただし、目黒川付近の学校については、洪水に対する配慮を十分に行う。		
発表された時点	計画運休（23区内のいずれかの路線）	・自宅待機とする。 ※午前10時までに運転開始予定ならば、午後1時登校・園とし、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。 ※午前10時までに運転開始予定でなければ、臨時休業とする。		

※警報解除後も、通学路の状況等によって臨時休業とする場合がある。

(2) 在校・園時に警報等が発表された場合の対応について

判断時刻	発表	対応		
		こども園・幼稚園	小学校	中学校
発表された時点	特別警報	・学校・園内待機とする。 ・特別警報解除後も、下校（降園）は保護者引取りとする。		
		・特別警報発令中に保護者が引取りに来た場合も、特別警報が解除されるまでは、園内待機とする。		
発表された時点	暴風警報と大雨警報の両方 又は 暴風警報	・学校・園内待機とする。 ・警報発令中は下校（降園）は保護者引取りとする。		
		・警報解除後は安全を確認し、降園は保護者引取りとする。	・警報解除後は安全を確認し、教職員が付き添って集団下校をする。	
	午後に暴風警報と大雨警報の両方が発表される可能性が高い場合	・安全確認後、終業時刻を変更して集団下校とする場合がある。 ・給食（昼食）後に下校（降園）させる。 ※台風の進路等によって臨時休業とする場合がある。		
発表された時点	大雨警報	・安全確認後、通常通り安全に気を付けて下校（降園）する。 ・通学路の状況等によっては、通学路を変更し、教職員が付き添って集団下校とする場合がある。		

(3) 自然宿泊体験教室の実施について

① 出発時の対応

判断時刻	発表	対応	
		小学校	中学校
午前6時時点	特別警報	中止又は出発日を変更して実施する。	
	暴風警報	中止又は出発日を変更して実施する。	- 午前10時までに解除の見込みがある場合は午後1時に出発する。 - 午前10時までに解除の見込みがない場合は中止又は出発日を変更して実施する。
	大雨警報	原則として予定通り実施するが、安全な実施が見込めない場合は中止又は出発時間を変更（午後1時出発）する。	
発表された時点	計画運休（23区内のいずれかの路線）	- 午前10時までに運転開始予定の場合は、午後1時に出発する。 - 午前10時までに運転開始の予定がない場合は中止又は出発日を変更して実施する。	

② 帰校時の対応（現地における対応）

中日以降に荒天等が予想される場合は、学校と教育委員会の協議により日程短縮を含め事前に行程の組み換えを行う。但し、現地滞在中、台風の急速な発達や現地状況の急変が見込まれる場合は、学校判断により行程の短縮等を決定する。原則として、翌日行程の判断は前日午後6時を目安とし、夜間の出発（帰校）は行わないこととする。

大雪に対する対応基準

【基本的な考え方】

- ・ 幼児・児童・生徒の安全を第一とした必要な措置を確保する。
- ・ 保護者判断により自宅待機する場合は「欠席」扱いあるいは「遅刻」扱いにしない。
- ・ 登校した児童・生徒には自習を含め状況に応じた対応をする。
- ・ 状況に応じて可能な範囲で昼食の提供を行う。

【対応の考え方】

- ・ 警報等の発表が予想される場合、前日正午までに対応を決定する。
- ・ 前日正午までに決定が難しい場合は、以下の対応とする。

(1) 登校・園時に警報等が発表されている場合の対応について

判断時刻	発表	対応		
		こども園・幼稚園	小学校	中学校
午前6時時点	特別警報	臨時休業		
	暴風雪警報	・ 来園する幼児が居ない場合は、臨時休業とする。 ・ 保護者判断により自宅待機又は保護者付添いによる登園とする。	・ 臨時休業とする。	・ 自宅待機とする。 ※午前10時の時点で解除されれば、午後1時登校とし、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。 ※午前10時の時点で解除されなければ、臨時休業とする。
	大雪警報	・ 保護者判断により自宅待機又は保護者付添いによる登校・園とする。 ※積雪の規模や状況等によって臨時休業とする場合がある。		
発表された時点	計画運休 (23区内のいずれかの路線)	・ 自宅待機とする。 ※午前10時までに運転開始予定ならば、午後1時登校・園とし、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。 ※午前10時までに運転開始予定でなければ、臨時休業とする。		

※警報解除後も、通学路の状況等によって臨時休業とする場合がある。

(2) 下校(降園)時に警報等が発表された場合及び発表される可能性が高い場合の対応について

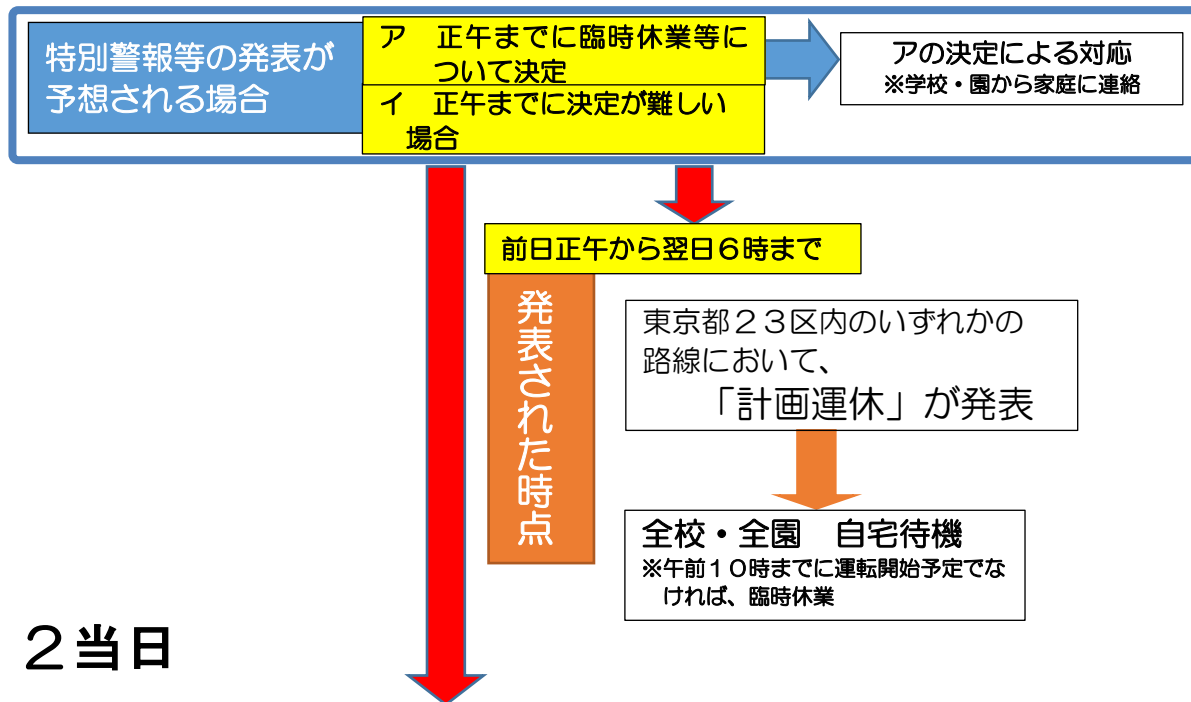
判断時刻	発表	対応		
		こども園・幼稚園	小学校	中学校
発表された時点	特別警報	・ 学校・園内待機。 ・ 特別警報解除後も、下校(降園)は保護者引取りとする。		
	暴風雪警報 又は 大雪警報	・ 安全確認後、終業時刻を変更して集団下校とする場合がある。 ※警報発令中及び積雪の規模や状況等によっては学校・園内待機とし、下校(降園)は保護者引取りとする。		

家庭への連絡について

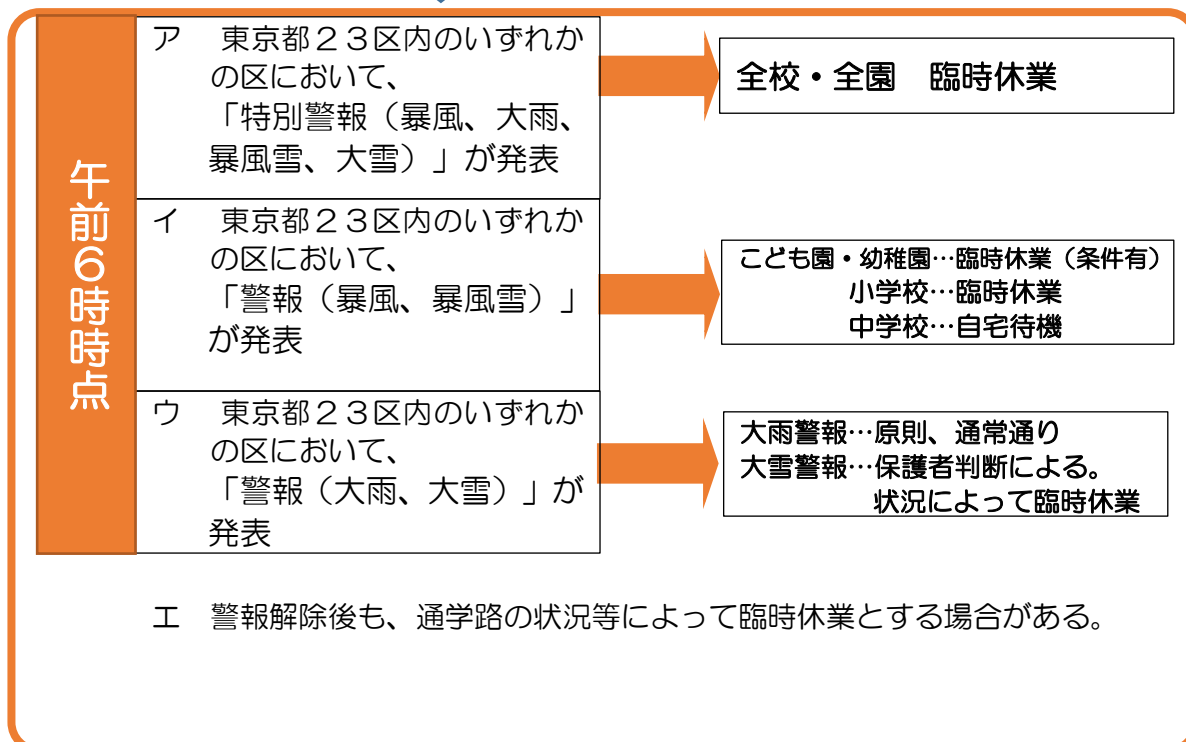
- ・ 台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について(保護者宛て通知文)を全保護者に各校・園から配付する。
- ・ 対応が必要と考えられる前日までに保護者連絡システム、学校HP、学校・園だより等を活用し、全保護者に各学校・園から周知する。
- ・ 急遽下校時刻を早めるなどの対応が必要になった場合は、保護者連絡システム、学校HP等を活用し、下校(降園)前に全保護者に各学校・園から周知する。

台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応フロー

1 前日



2 当日



3 保護者への連絡と引渡し

各業務は、Iの2(P11)に定める「学校災害対策本部」組織の役割分担に応じて、本部長（校長）指揮のもと、各自が責任をもって自発的に行動すること。

係の名称は、P12の例示の場合

（１）保護者等への緊急連絡 → （例）避難誘導係

ア 複数の連絡手段を用いる

連絡は、保護者連絡システム、電話連絡網、学校ホームページ、災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板（web171）など、複数の手段を用いて行う。（災害用伝言ダイヤル171の使い方はP94参照）

イ 日ごろから連絡方法の周知に努める

学校だより等を利用して、引渡しの原則や連絡方法について、保護者に周知しておく。

① 年度当初を含め、年数回、繰り返し周知する。

※災害用伝言ダイヤル171やweb171は、体験日を設定し、保護者にも体験を呼びかける。

② 学校からの情報提供のほか、目黒区公式ホームページ、目黒区広報課ツイッター等により区全体に関わる情報提供がなされる場合もあることを記載する。

（２）児童・生徒の帰宅方法 → （例）避難誘導係

ア 引渡し

児童・生徒は、引渡しを原則とする。保護者へは上記（１）により連絡をする。

また、引渡す人と連絡が取れない場合は、学校で待機させる。

ただし、生徒は、年度当初に保護者が提出する「生徒理解カード」や「引渡カード」により、集団下校させることがある。また、公共交通機関を利用している生徒や区域外から徒歩で通学している生徒等については、交通機関や道路の状況を把握し、安全を確認したうえで対応する。

引き渡す際には、余震も考え、防災頭巾等を被って帰宅するようにさせる。

イ 引渡カードの活用

引き渡す際は、「引渡カード」により引き渡し、いつ・どこで・だれに・だれが立ち会って引き渡したかを「引渡確認票」（P64参照）に記入する。

※「引渡カード」は、年度当初（又は転入時）に保護者から提出を求め、学校で保管する。

ウ 学童保育クラブ

引渡しを決定した時点で学校に残っている学童保育クラブ利用児童は、学校で保護する。学童保育クラブと確認をとり、保護者に児童の所在を明確に伝える。

（例）「1年生は学童保育クラブで引渡しをしています。2年生・3年生は学校で引取りを待っています。」

（３）帰宅が困難な児童・生徒の保護

ア 引渡す人が来校していない場合

児童・生徒は、学校内で保護する。

イ 職員の主な役割 → （例）避難誘導係

① 保護している児童・生徒の人員の把握。

② 児童・生徒に今後の対応を説明する。

③ 児童・生徒に毛布・食糧等を確保・配布する。

④ 状況に応じて、学校で保護している児童・生徒の家庭訪問を行う。

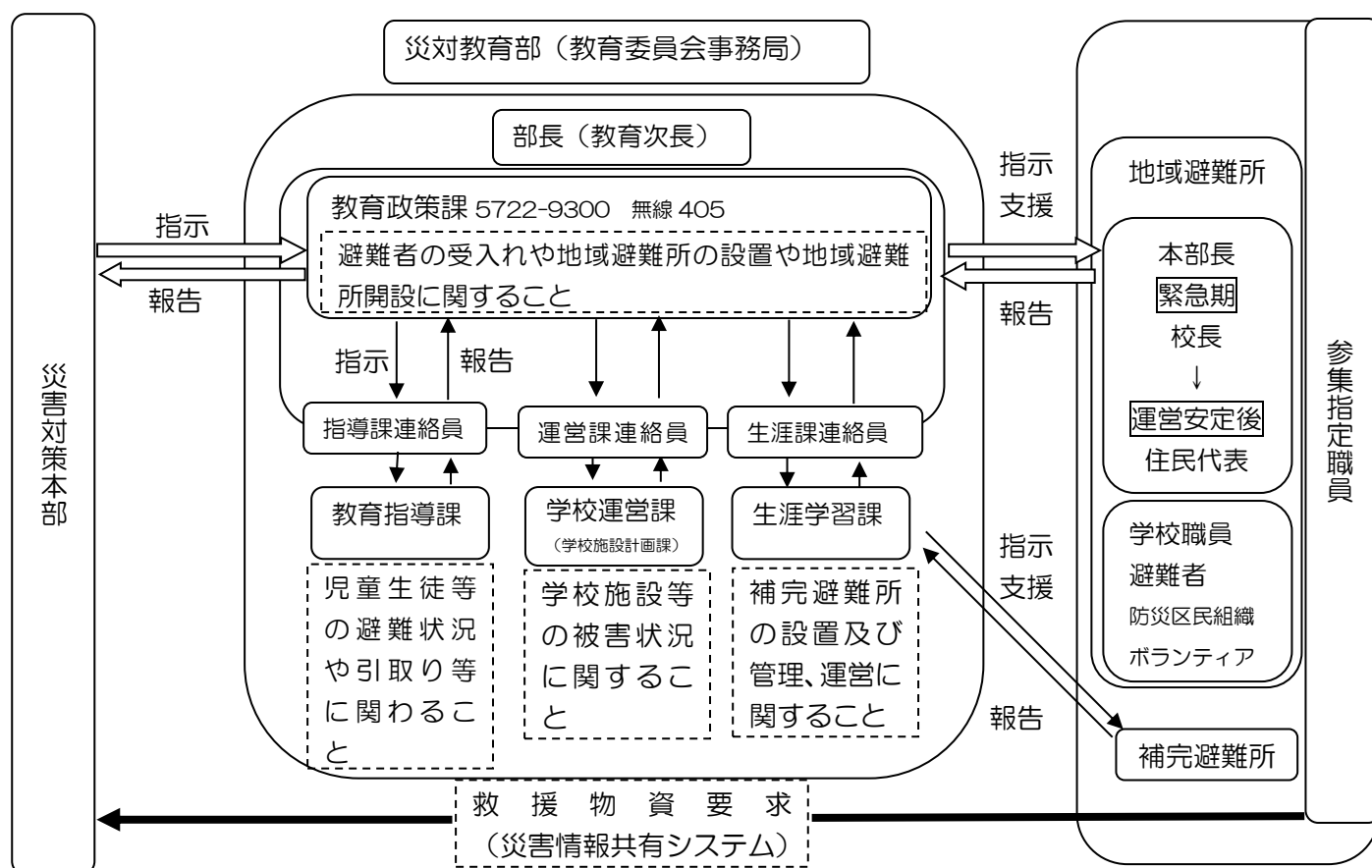
4 情報収集と教育委員会への連絡

(1) 情報収集 → (例) 情報連絡係

- 近隣の火災や被害状況を確認し、本部長に報告する。
- 救護係から、負傷者の負傷程度の報告を受け、本部長に報告する。また、救護係と協力して、必要に応じて医療機関への連絡、救急搬送の依頼（119番通報）を行う。
- 交通機関の状況について情報収集し、本部長に報告する。

(2) 教育委員会への連絡・報告→ (例) 本部長・情報連絡係

※通信手段が防災無線以外使用できない場合



- 所定の様式により、学校の避難や被害の状況を教育政策課へ報告する。
- 報告は、持参又はFAX、防災無線FAX、グループウェアの電子メールにより送付する。
- その他の連絡で電話回線が利用できない場合は、防災無線を活用する。
- 二次避難を行う場合は、必ず携帯型無線装置（P98-101）を携行し、少なくとも、避難開始時と避難先到着点呼後の2回は、教育政策課へ連絡を入れる。
- 近隣住民が避難し避難所としての受入れを開始するときは、教育政策課に連絡する。

(3) 近隣住民や通行人が避難してきたときの対応 → P67へ

5 安否確認と心のケア

(1) 震災等発生直後の安否確認

ア 対象者

欠席者や発災時に下校済みの児童・生徒の一人ひとりについて、安否確認を行う。
また、学校休業日に発災した場合も、児童・生徒全員について、安否確認を行う。

イ 方法

電話、保護者連絡システム（安否確認の返信を求める）、家庭訪問等、その時点で可能な方法により行うこと。

ウ 確認内容

保護者の帰宅状況や児童生徒本人や家族の負傷状況等について、聞取りを行う。
保護者が帰宅しておらず、児童・生徒だけにいる場合など、必要に応じて教員が家庭訪問を行い、学校で保護するなど適切な措置をとる。

エ 教育活動の再開に向けた安否確認 → P60 へ

(2) 心のケア

大規模災害発生時には、地震への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、将来に対する不安など、大人も子どもも心が疲弊し、喪失感、無力感などさまざまなダメージを受ける。

担任や養護教諭等が児童・生徒の声に耳を傾け、健康状態や家族の被災状況を把握するとともに、体験や不安な感情を分かち合って、児童・生徒の心に安心感を与え、ストレスの軽減に努めることが大切である。

校長は、児童・生徒の心の状態に配慮し、心のケアの指導体制を作るとともに、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による心のケア対策の充実に努める。

6 施設とライフラインの点検

(1) 学校施設の点検と応急対策

- 二次被害の防止、教育機能の保持、避難所としての利用、ガス・電気・水道のライフライン対策を念頭におき対応する。
- 点検にあたっては、ヘルメット、ゴーグル、手袋、マスク等を装着し、自らの安全を確保、確認してから行う。
- 余震等で危険が察知される場合は、速やかに建物から離れ、安全を確保すること。
- 崩壊等の破損箇所を見つけたら「崩壊等による危険箇所」カードに記入し校長（本部長）に報告する。

ア 外観の点検

全ての建物について、職員が手分けをして行う。大きなひび割れや建物のゆがみ等があれば、ロープや貼紙等を使って、直ちに立入禁止とする。

外壁材が剥離や落下している場合、窓ガラスが破損や落下している場合は、複数名で確認を行い、校長（本部長）に報告する。

イ 建物内の点検

上記「ア」による点検で大きな破損が確認されておらず、建物内に立ち入ることが可能と判断できた場合に、内部の点検を行う。

点検は、必ず複数名で行い、懐中電灯、マスターキー、ロープ、トランシーバー、バール等を持って、校内を巡視する。

ウ 点検箇所と点検上の注意点

- ① 発火しやすい部屋（管理諸室・理科室・家庭科室・給食調理室等）を優先的に巡視し、初期消火が可能な発火に対しては、消火活動を行う。
理科室・家庭科室については、化学薬品や包丁等が放置されていないかを確認する。放置されている薬品等は格納し、施錠する。
- ② 校舎等の躯体が安全と思われても、落下・倒壊しかかっている箇所（脱落しかけた天井、剥離した壁、落下しかけた照明器具、倒壊しかかった防球ネット・フェンス・擁壁等）は、余震により落下、倒壊する可能性があるため、貼紙の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。
- ③ 破損、ひび割れしているガラスについては、紙やダンボール、シール等で補修する。
- ④ 横転しかかっている重量物（ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等）は、横に寝かせて安定させる。
- ⑤ エレベーターがある場合は、中に閉じ込められている人がいないか確認し、いなければ、エレベーターを使用できないように施錠する。中に人がいる場合は、エレベーター会社又は消防署に連絡し、救出の依頼をする。
- ⑥ 避難所スペースとして開放しないことをあらかじめ定めている部屋（各校の「避難所としての学校施設利用区分表」参照）は施錠し、立入禁止の表示をする。
- ⑦ 防火シャッターが地震により自動的に下がっている場合、原則として復旧させない。なお、復旧させる必要があり、かつ、危険のおそれがない箇所は復旧させる。

エ 学校周辺

破損物品等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間については、救急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

(2) ライフラインの安全確認

ア 都市ガス

- ① 器具の点検
 - ・ガス器具の器具栓、元栓の閉止を確認する。
- ② 校舎内の点検
 - ・ガス漏れがないか確認する。
 - ・ガス漏れ（ガス臭）があるときは、直ちに窓を開放し、東京ガス（P94参照）に連絡する。
- ③ ガスの復旧
 - ・ガス器具の器具栓や元栓が閉まっていることを確認する。
 - ・ガスメーター付近に、地震を感知しガスの供給を遮断するマイコンメータがついているので、マイコンメータを復旧する。
ただし、学校のある地域一帯のガス供給が停止されているときは、東京ガスの復旧作業を待つ。

イ 電気

- ① 校内の受変電設備には手を触れない。
- ② 水に浸かった電気器具は絶対使わない。
- ③ 切れた電線には絶対触らない。
- ④ コンセントから電気器具プラグを抜く。
- ⑤ 復旧したら電気設備を点検し、異常の有無を確認する。
- ⑥ 使わない電気器具は、コンセントからプラグを抜いておく。

ウ 水道

- ① 漏水箇所がないか、確認する。
- ② 確認できない場合や漏水がある場合は、止水栓を閉める。
- ③ プールの水は、トイレ等の生活用水として使用できるので、プールの漏水の有無についても確認する。
- ④ 復旧したら、にごり水や異物の混入がないか確認する。赤水等が見られるときは、目で見て、通常時の水の色に近くなるまで排水するなどして対応する。

エ 通信回線の確認

電話回線やインターネット回線等の通信回線の確認をする。

7 教育活動の再開に向けて

(1) 職員、児童・生徒の状況確認

「引渡カード」などをもとに、電話、メール、家庭・避難所訪問、避難者名簿、災害伝言ダイヤルなど、利用可能な手段は全て活用する。

また、安否確認の日を表示したり、集合させて直接確認したりして、聞取りを行う。

・具体的な確認内容等（一覧表に整理しておく。）

- ① 本人及び家族の安否（負傷状況・死亡・不明）
- ② 住居の被害状況（全壊・半壊）
- ③ 避難場所 ④ 連絡方法 ⑤ 出勤（登校）の可否（できない理由）
- ⑥ 教科書や学用品の状況

(2) 施設・設備の状況確認

- ① 校舎等の安全と教室の確保
- ② ライフライン、トイレの確認
- ③ 通学路等学校周辺の安全確認
- ④ 校舎等の安全判定調査及び応急処置

(3) 教科書、学用品等の確保

(1)の⑥で、教科書・学用品等の紛失、焼失状況を把握し、教育指導課に報告する。

(4) 授業再開時期の決定

教育委員会は、各学校と協議の上、授業再開時期の目途を定める。これに基づき、校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。

(5) 授業再開に向けた各学校での準備

校長は、避難所支援班の組織を再編し、教育再開に向けて人員配置を行い再開の準備を進める。

- ① 職員、児童・生徒の状況確認
- ② 学校施設の状況確認
- ③ 応急教育計画作成
- ④ 救護・心のケア
- ⑤ 避難者・住民との折衝
- ⑥ 教育委員会等関係機関との調整・協議
- ⑦ 広報・周知

(6) 授業再開の保護者への周知

さまざまな手段を使って、周知徹底を図る。

- ① 各避難所等に掲示（貼紙等）、ビラの配布
- ② 電話、電子メール、保護者連絡システム発信等
- ③ 学校ホームページ掲載
- ④ テレビ、ラジオ等のマスコミ など

8 学校用各種様式

安全連絡カード

年 組	人数
在 籍	名
欠 席	名
出 席	名

《救出要請》

発信者 _____

けが人等（救出が必要な人）

男子 _____ 名、女子 _____ 名、計 _____ 名

氏 名

ケガの状況

_____ 男・女	_____
_____ 男・女	_____
_____ 男・女	_____
_____ 男・女	_____
_____ 男・女	_____
_____ 男・女	_____
_____ 男・女	_____
_____ 男・女	_____
_____ 男・女	_____

場 所

_____ 階 _____ 年 _____ 組 教 室	特別教室（ _____ ）
_____ 階 段（ _____ ）	廊 下（ _____ ）
_____ トイレ（ _____ ）	その他（ _____ ）
_____ 階 _____ 年 _____ 組 教 室	特別教室（ _____ ）
_____ 階 段（ _____ ）	廊 下（ _____ ）
_____ トイレ（ _____ ）	その他（ _____ ）

※いざというとき、切り取ってご利用ください。

崩壊等による危険箇所

発信者

場所

_____階_____年_____組 教 室 特別教室 ()
 _____階 段 () 廊 下 ()
 トイレ () そ の 他 ()

状 況

場所

_____階_____年_____組 教 室 特別教室 ()

_____階 段 () 廊 下 ()

_____トイレ () そ の 他 ()

状 況

場所

_____階_____年_____組 教 室 特別教室 ()

_____階 段 () 廊 下 ()

_____トイレ () そ の 他 ()

状 況

※いざというとき、切り取ってご利用ください。



学 年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

目黒区立 学校
年 月 日記入

児童・生徒災害時 引渡カード

児 童 ・ 生 徒	ふりがな 氏名		性 別		令和 年 月 日生
	現 住 所				
	兄 弟 姉 妹	氏 名（小・中学生のみ）		在籍校・学年・組	
ふりがな 保護者氏名			電 話		
①学校の教育活動中、震度5弱以上の地震が起きた場合、保護者又は代理の方が当該児童・生徒を引き取りに来られますか。（どちらかに丸をする）					
来られる ・ 来られない					
②「来られる」と答えた方に伺います。地震発生後、誰が、迎えに来られる予定ですか。					
ふりがな 氏 名		児童・生徒との関係		連絡先住所・電話番号	
1					
2					
3					
迎えに来られない事情や個別に事情がある場合等、伝えておきたいことなどをご記入ください。					

引渡確認票

児童・生徒氏名	氏名：				
学年・クラス	年	組			
引渡日時	令和	年	月	日	時 分
引渡場所					
引渡相手	氏名：	関係：	住所：	TEL：	
引渡職員	氏名：	所属：			

引渡確認票

児童・生徒氏名	氏名：				
学年・クラス	年	組			
引渡日時	令和	年	月	日	時 分
引渡場所					
引渡相手	氏名：	関係：	住所：	TEL：	
引渡職員	氏名：	所属：			

引渡確認票

児童・生徒氏名	氏名：				
学年・クラス	年	組			
引渡日時	令和	年	月	日	時 分
引渡場所					
引渡相手	氏名：	関係：	住所：	TEL：	
引渡職員	氏名：	所属：			

引渡確認票

児童・生徒氏名	氏名：				
学年・クラス	年	組			
引渡日時	令和	年	月	日	時 分
引渡場所					
引渡相手	氏名：	関係：	住所：	TEL：	
引渡職員	氏名：	所属：			

引渡確認票

児童・生徒氏名	氏名：				
学年・クラス	年	組			
引渡日時	令和	年	月	日	時 分
引渡場所					
引渡相手	氏名：	関係：	住所：	TEL：	
引渡職員	氏名：	所属：			